# 平成15年度

三重県公益法人等年次報告

平成15年10月

三重県

# 「三重県公益法人等年次報告」について

平成15年度三重県公益法人等年次報告は、県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例(平成14年三重県条例第42号。以下「条例」という。)第51条、及び県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則(平成14年三重県規則第57号。以下「規則」という。)第36条、教育委員会関係県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則(平成14年9月27日三重県教育委員会規則第21号)第36条に基づき取りまとめ、三重県公益法人等審議会の意見を聴いたうえで公表するものです。

- ・条例第51条 知事等は、公益法人の業務及び財産の状況、公益信託に係る信託事務及び財産の状況並びに公益法人及び公益信託に係る指導、許可、認可、監督及び検査の状況を、規則で定めるところにより、毎年1回、年次報告として取りまとめ、審議会の意見を聴いたうえで、これを公表しなければならない。
- ・規則第36条 条例第51条の年次報告は、次に掲げる事項について取りまとめるものとする。
- 1 公益法人及び公益信託の現況及びその制度の概要
- 2 知事が所管する公益法人及び公益信託の現況
- 3 知事が所管する公益法人及び公益信託に対する指導内容等
- 4 その他知事が必要と認める事項

平成 1 5 年 1 0 月 3 1 日 三重県知事 野呂 昭彦

# 目 次

第	1重	章 公益法人制度の概要	P 1
	第~	1 節公益法人の定義	P 1
	第2	2 節公益法人に関する法制度	P 1
	第 3	3 節公益法人に対する指導監督等に関する制度及び取組	P 2
第	2章	る 公益法人に関する最近の施策	P 4
	第~	1節 公益法人制度の改革	P 4
	第2	2節 休眠法人、所管不明法人の整理に関する処理	P 7
	第3	3節 公益法人会計基準の見直しについて	P 8
	第4	4節 公務員制度改革大綱に基づく措置	P 8
第	3章	章 三重県における公益法人の現況	P 1 0
	1	公益法人数	P 1 0
	2	所管部局別法人数	P 1 1
	3	地域別法人数	P 1 2
	4	性格別法人数	P 1 3
	5	設立年代別法人数	P 1 4
	6	設立目的別法人数	P 1 5
	7	事業種類別法人数	P 1 6
	8	社員規模別法人数	P 1 7
	9	基本財産規模別法人数	P 1 8
1	0	賛助会員規模別法人数	P 1 9
1	1	職員規模別法人数	P 2 0
1	2	役員規模別法人数	P 2 1
1	3	役員の年間報酬額	P 2 4
1	4	国、県からの補助金等交付法人数	P 2 5
第	4章	章 三重県における公益法人の指導状況	P 2 6
	1	設立指導及び解散指導	P 2 6
	2	立入検査実施状況	P 2 8
	3	事業の実施状況	P 2 9
	4	所管不明法人の状況	P 2 9
	5	書類の備付状況	P 3 0
	6	会議の運営状況	P 3 1

7	改善指示の状況	P 3 1
第 5	章 三重県における公益信託の現況	P 3 3
第	1節 公益信託制度の概要	P 3 3
第	2 節 公益信託の現況	P 3 4
資料	編	
1	「行政改革大綱」(H12.12.1)	P 3 5
2	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」( H14.3.29	) P 3 8
3	「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」(H14.3.29)	P 4 3
4	「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」( H15.6.27 )	P 4 4
5	「公益法人・公益信託一覧表」	P 4 7

# 第1章 公益法人制度の概要

#### 第1節 公益法人の定義

# 1 公益法人の定義

公益法人とは、民法第34条に基づいて設立される社団法人又は財団法人のことであり、その設立には、公益に関する事業を行うこと、営利を目的としないこと、主務官庁の許可を得ることが必要です。

#### 2 社団法人と財団法人

社団法人は、一定の目的のもとに結合した人の結合体であって、団体として組織、意思等を持ち、社員とは別個の社会的存在として団体の名において行動する団体です。

財団法人は、一定の目的のもとに拠出され、結合している財産の集まりであって、公 益を目的として管理運営される団体です。

# 3 広義の公益法人等

社団法人及び財団法人に加え、民法以外の特別法に基づいて設立される公益を目的とする法人を含めて、広義の公益法人ということがあります。その例としては、学校法人(私立学校法)、社会福祉法人(社会福祉法)、宗教法人(宗教法人法)、医療法人(医療法)、更生保護法人(更生保護事業法)、NPO法人(特定非営利活動促進法)等があります。これらの法人の設立に当たっては認可主義あるいは認証主義が採られており、民法に基づく公益法人の設立は許可主義が採られていることに比べて、主務官庁の裁量の幅が狭まっています。

公益も営利も目的としない中間的な団体については、一般的な法制度として中間法人法が平成14年4月に施行されました。また、特別法の規定に基づく中間的な団体としては、例えば、労働組合(労働組合法)、信用金庫(信用金庫法)、協同組合(各種の協同組合法)、共済組合(各種の共済組合法)等があります。

#### 第2節 公益法人に関する法制度

# 1. 公益法人制度の法的根拠

公益法人は、民法第34条に基づき設立されるものであり、民法第1編第2章〔法人〕 においては、公益法人の設立、公益法人の組織、定款の変更、公益法人の登記、公益法 人の能力、公益法人の解散等の事項に関する規定が置かれています。

#### 2.三重県における条例等の整備

三重県においては、三重県知事又は三重県教育委員会の所管に属する公益法人及び公益信託に係る許可等の手続等を定めることにより、公益法人及び公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現するために、県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例(平成14年三重県条例第42号)が制定されています。

また、三重県公安委員会の所管に属する公益法人については、民法や県条例の他に、 三重県公安委員会の所管に属する公益法人の設立、監督等に関する規則が制定されてい ます。

#### 第3節 公益法人に対する指導監督等に関する制度及び取組

# 1 主務官庁制

民法の規定により、公益法人の設立許可及び指導監督に関する権限は、主務官庁に与えられています。主務官庁とは、公益法人の目的・事業に関連する事務を所掌している内閣府及び10省の中央官庁を指し、その目的・事業が複数の中央官庁の所掌に関連する場合には、それらの中央官庁が共管として主務官庁になります。

#### 2 都道府県知事等による事務の処理等

主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、国に所属する行政庁に委任したり、 都道府県の知事その他の執行機関が当該権限に属する事務を処理することができる旨民 法に規定されています。この規定に基づき制定された公益法人に係る主務官庁の権限に 属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第161号)により、地方支部局の長 への委任や都道府県知事等による事務処理が定められています。

#### 3 公益法人の所管官庁

公益法人の設立許可、指導監督等に係る事務を実際に担当している行政庁を、「公益法 人の設立許可及び指導監督基準(以下「指導監督基準」という。)」等において、「所管官 庁」と称しています。

統一的な指導監督等の基準としては、「指導監督基準」、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(以下「運用指針」という。)等があり、これらの基準等に沿った 指導監督等が行われています。

# 4 三重県における指導監督等を行うための仕組み

三重県においては、都道府県知事が所管官庁の場合は公益法人の目的とする事業を所管する知事部局各チームが所管チームとなり、教育委員会が所管官庁の場合は教育委員会事務局経営チームが所管チームとなります。また、公安委員会が所管官庁の場合は警察本部各課が所管課となります。

三重県における公益法人の指導監督体制は、知事部局においては公益法人を所管する各チームが直接、指導監督を行っています。また、各部局に当該部局内の公益法人業務の総括及び検査を担当するチームが置かれています(検査については、各担当チームが実施している部局もあります。)。総務局政策法務チームは、各部局に対して総合調整を行っています。

教育委員会においては、教育委員会経営チームが教育委員会関係の公益法人を直接、 指導監督を行うとともに、検査を実施しています。

なお、出資法人等、県と密接に関連する公益法人については、当該事業に関連するチームと合同で検査を実施しています。

公安委員会においては、公益法人を所管する各課が直接、指導監督及び検査を行い、 警務部警務課が総合調整を行っています。

# 第2章 公益法人に関する最近の施策

# 第1節 公益法人制度の改革

#### 1 行政改革大綱

平成12年8月4日の行政改革推進本部における内閣総理大臣からの指示を受けた検討を踏まえ、同年12月1日に「行政改革大綱」(資料1)が閣議決定されました。この中で公益法人に対する行政の関与について、官民の役割分担、規制改革、財政負担の縮減・合理化の観点から、 国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び 国から公益法人に対して交付される補助金・委託費等について厳しい見直しを行い、13年度を目途に実施計画を策定した上で、17年度末までのできるだけ早い時期に実行することとなりました。

上記大綱の策定を受け、内閣官房に設置された行政改革推進事務局と関係府省とが必要な検討・調整を行った結果として、平成14年3月28日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(資料2。以下「実施計画」という。)を行政改革推進本部に報告し、決定され、翌29日に閣議決定されました。

実施計画は、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・ 資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等について、集 中改革期間に位置づけられる平成17年度末までの間に行政委託型公益法人等改革 について取り組む内容を示したものです。

実施計画に掲げる措置を講ずる結果、公益法人に対する行政の関与は相当程度改善されることとなりますが、なお国の委託等、推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人等、国と関係のある公益法人が引き続き存在することとなるため、これらについては、「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置(透明化・合理化ルール)」を適用し、行政及び公益法人の双方において、より一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図ることとなっています。

#### 2 公益法人制度の抜本的改革

一部公益法人の問題を契機に、国民の公益法人全般に対する見方が厳しくなってきています。また、いわゆるNPOや中間法人などの非営利法人制度が導入される一方で、公益法人の設置根拠である民法の関係規定は、制定以来100年以上にわたり基本的に変更されていません。このような状況を踏まえ、行政改革推進事務局は、平成13年4月に公表した「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」の中で、公益法人制度の抜本的改革の必要性について言及し、13年7月に開催された行政改革推進本部において、「公益法人制度についての問題意識~抜本的改革に向けて

#### ~」が報告されました。

その後、最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中に積極的に位置付けるとともに、公益法人について指摘されている諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度(NPO、中間法人、公益信託、税制等)を含め抜本的かつ体系的な見直しを行うべく、「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組について」(資料3)が平成14年3月29日に閣議決定されました。この見直しに当たっては、関係府省及び民間有識者の協力の下、14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱(仮称)」を策定し、17年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講ずることなりました。

また、行政改革推進事務局は、平成14年4月から数次にわたる有識者ヒアリングを実施し、14年8月2日に「公益法人制度の抜本的改革に向けて(論点整理)」(以下「論点整理」という。)を行政改革推進本部に報告し、公表しました。この論点整理は、我が国における民間非営利活動の在り方及び現行の公益法人制度とその問題点について概観し、その上で平成14年度中を目途に策定する「公益法人制度等改革大綱(仮称)」の骨格となる改革の基本的枠組み、方向性等について現段階における論点が整理されたものです。

平成15年6月27日には、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(資料4)が閣議決定されました。これは、平成14年3月に閣議決定された「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」に基づき、取りまとめられたものです。この基本方針では、一般的な非営利法人制度として、今の財団・社団の公益法人制度にかえて、登記だけで設立できる新しい非営利法人の制度を創設し、公益性がある法人は税制上の優遇措置が受けられる方向が出されました。今後は、平成16年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化し、平成17年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指すこととなっています。

(これまでの経緯)

明29(1896)年

民法制定

我が国において公益法人制度が始まった。

平12(2000)年

12月 「行政改革大綱」閣議決定

公益法人に対する行政の関与の在り方について改革を行う閣議決定がされた。

平13(2001)年

1月 行革大臣から各府省に国所管の公益法人の総点検要請

行政の関与のない公益法人の不祥事による批判を踏まえ、要請された。(4月報告)

- 4月 「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」公表 この中で公益法人制度の抜本的改革の必要性について言及された。
- 7月 「公益法人制度についての問題意識 抜本的改革に向けてー」公表 公益法人制度についての問題点が整理された。
- 12月 与党3党において「公益法人改革基本プログラム合意」 公益法人の基本制度及び関連制度の全般について抜本的な見直しを行い、 公益法人制度改革の大綱が策定されることとなった。

# 平14(2002)年

- 3月 「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」閣議決定 政府として公益法人制度について関連制度(NPO、中間法人、公益信託、 税制等)を含め抜本的かつ体系的な見直しを行うことが決定された。
- 4月 「公益法人制度の抜本的改革の視点と課題」公表 改革目的、重要性、方向等につき事務局としての問題意識が整理された。
- 4~6月 公益法人制度に関する有識者からヒアリングを実施 公益法人制度についての問題点についてディスカッションがされた。
  - 8月 「公益法人制度の抜本的改革に向けて(論点整理)」公表 ヒアリング等を踏まえて改革の論点が整理され、これを叩き台に広く意見 が求められた。
- 8~9月「論点整理」について意見募集
- 10月 意見の概要公表
- 11月 公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会開催 改革の内容につきさらに検討がされた。
- 11月 政府税制調查会非営利法人課税WG開催
- 2003(平15)年
  - 6月「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」閣議決定 一般的な非営利法人制度として、今の財団・社団の公益法人制度にかえて、 登記だけで設立できる新しい非営利法人の制度を創設し、公益性がある法 人は税制上の優遇措置が受けられる方向が出された。

#### 3 三重県の取組

(1) 県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例

県出資法人その他の外郭団体の多くが民法に基づく公益法人であり、これらの公益法人に対しては、毎年多額の補助金等が県から交付されています。また、公益法人一般の問題としては、この数年来、休眠法人などが大きな問題となっています。

さらには、公益法人等の監督等の事務は地方分権一括法により、平成14年4月からは自治事務となり、条例制定の可能性が拡大されました。このことから、公益法人の設立に係る許可手続き等、さらに近時、公益事業の実施方法として注目されている公益信託についての手続きを定め、これらの制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現することを目的として、県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例が制定されました。

国においても、特殊法人や行政委託型公益法人の改革が取り組まれ、公益法人制度を抜本的に見直すことが検討されており、この条例は、現行法の枠内ですが、「国に先駆けての公益法人改革」を行おうとするものであります。

#### (2)外郭団体改革

外郭団体(県出資率25%以上の公益法人、株式会社などの団体及び県が筆頭出資者である公益法人など)の改革は、県議会行政改革調査特別委員会の審議を経ながら、団体の統廃合をはじめ、事業の縮小、県関与の見直し、情報公開制度の導入などを進めてきました。

平成15年1月には、基本財産の運用リスクの増大等に対応するための資金運用の基本指針や県の財政支援のあり方など外郭団体全体にわたるシステムの改革及び個別団体の改革を示した「三重県外郭団体改革方針」を策定し、外郭団体が、この方針に沿って、簡素で効率的かつ効果的な経営を行えるよう取り組んでいます。

さらに、県議会においては、社会経済情勢の変化に対応し、県が出資法人を通じて機動的かつ弾力的に実現しようとする多様な行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」を制定し、平成14年10月から施行しています。

今後、県出資率25%以上の公益法人などは、この条例に基づき、自らその目的、 事業、経営計画及び経営状況の評価を行うとともに、この評価結果について、知事 等が審査及び評価を行うこととなっています。

### 第2節 休眠法人、所管不明法人の整理に関する処理

正当な理由なく長期間にわたって事業を行っていない休眠法人、登記はあるが所管官庁が不明である所管不明法人は、いわゆる「買収」等により役員に就任した者による目的外事業の実施や、税法上の特典を利用した収益事業の実施など、公益法人制度の悪用を招くおそれがあります。

その対策として、休眠法人については、昭和54年に民法の一部改正が行われた ほか、60年には「休眠法人の整理に関する統一基準」等が策定され、現在、各府 省では、この基準等に沿って所管の休眠法人の整理に努めています。

一方、所管不明法人については、平成7年度に、「所管不明公益法人調査」が実施された結果、全国で約1,900存在し、うち都道府県知事所管では約470法人

の所管不明法人が存在することが明らかとなりました。これらについては、総理府から各省庁又は都道府県に割振りを実施し、割り振られた各官庁で、現在処理が進められています。

三重県においては、22法人が所管不明法人として存在していましたが、平成 15年6月1日現在においては2法人となっており、今後も引き続き未処理の所管不明法人の早急な処理に取り組んでいきます。

## 第3節 公益法人会計基準の見直しについて

#### 1 定義

公益法人会計基準は、民法法人の会計について、そのよるべき一般的、標準的な 基準を示したもので主務官庁は、この会計基準をすべての公益法人に適用するよう 指導することを要請されていますが、特別な公益法人や特別な事業については部分 的に適用除外を認めています。

昭和52年3月公益法人監督事務連絡協議会の申し合わせにより設定され、昭和53年4月から実施されましたが、昭和60年9月公益法人指導監督連絡会議によって改正が行われ、昭和62年4月から新しい基準が実施されています。

#### 2 会計基準の見直し

公益法人会計基準については、前回改正から15年以上が経過し、公益法人を取り巻く状況も一変していることにかんがみ、平成12年4月から総理府(省庁再編後は総務省)において公益法人会計基準検討会を開催し、より現状に即した基準の在り方について検討が行われました。検討の結果、13年12月に、国民にとって理解しやすく、かつ、透明性の高いものとすること、法人の存続性・効率性をチェックできるようにすること等を柱とする「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理(中間報告)」が公表されました。

こうした検討の結果や、「行政改革大綱」において公益法人会計基準の改善策の検討を行うこととされていること等を踏まえ、平成14年3月、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会の下に有識者で構成する「公益法人会計基準検討会」が開催されることになり、平成15年3月、公益法人会計基準検討会による検討結果を取りまとめた「公益法人会計基準検討会報告書」が公表されました。

今後は、現在進められている公益法人制度の抜本的改革を踏まえ、更に検討が進められることとされています。

# 第4節 公務員制度改革大綱に基づく措置

平成13年12月25日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」において、適 正な再就職ルールの確立を図るため、公益法人への再就職についても、営利企業や 特殊法人等への再就職とともに、民間法人としての性格を踏まえつつ、所要の見直 しを行うこととされています。

上記閣議決定を受け、平成14年3月29日、公益法人等の指導監督等に関する 関係閣僚会議幹事会において、各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的事 項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を申し合わせています。

# 第3章 三重県における公益法人の現況

第3章「三重県における公益法人の現況」、第5章「三重県における公益信託の現況」の基礎となった数値は、平成14年度公益法人概況調査(調査時点平成14年10月1日)によっています。

公益法人概況調査とは、公益法人の実態を把握するために総務省(大臣官房管理室)が各省庁に対して、昭和61年から実施しているものです。

なお、公益法人概況調査においては、共管法人は所管部局それぞれで計上することとなっているため、実数とは一致しません。

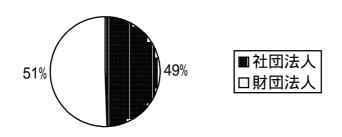
## 1 公益法人数

図表1は本県における公益法人数と過去5年間の推移を示したものです。

本県における公益法人数は、年々減少傾向にあり、平成14年10月1日現在の公益法人は293法人で、前年より2法人減少しています。このうち社団法人数が145法人、財団法人数が148法人です。

なお、知事部局と教育委員会との共管は2法人です。共管法人を除いた実数は291法人で、社団法人が145法人、財団法人数が146法人です。

(図表1)公益法人数とその推移



		平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
公益法	去人数	3 1 4	3 0 9	3 0 1	2 9 5	2 9 3

公益法人の目的(事業)の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることになります。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている公益法人があることから、所管官庁ごとの公益法人数の単純な合計数(延べ数)は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の公益法人数(実数)よりも多くなります。

# 2 所管部局別法人等数

図表2は、本県における公益法人数を所管部局毎に示したものです。知事部局の所管は207法人、教育委員会の所管は78法人、公安委員会の所管は8法人です。

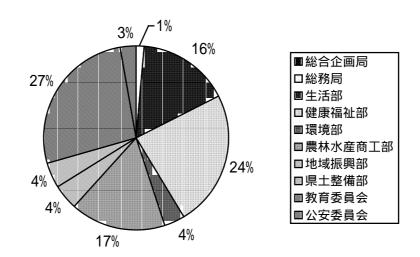
(図表2) 本県における所管部局別法人数及び割合

#### 〔総計〕

	社団	財団	計
知事部局所管	1 2 0	8 7	207
教育委員会所管	2 0	5 8	7 8
公安委員会所管	5	3	8
合 計	1 4 5	1 4 8	2 9 3

#### [知事部局別]

	社団	財団	計
総合企画局	0	0	0
総務局	1	3	4
生活部	2 6	2 1	4 7
健康福祉部	4 4	2 6	7 0
環境部	8	3	1 1
農林水産商工部	2 8	2 1	4 9
地域振興部	4	9	1 3
県土整備部	9	4	1 3
合 計	1 2 0	8 7	2 0 7



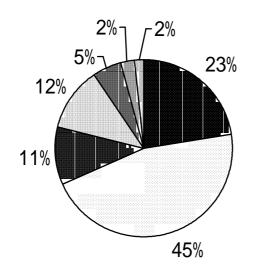
# 3 地域別法人数

図表3は、本県における地域別の公益法人数を示したものです。

公益法人が多い地域は、津地方県民局管内で 134 法人、少ない地域は紀南県 民局管内で 5 法人です。

(図表3) 本県における地域別法人数

(四枚)) 本来にのける地域別仏人奴							
	社団	財団	計				
北勢県民局管内	2 8	3 8	6 6				
津地方県民局管内	6 9	6 5	1 3 4				
松阪地方県民局管内	1 9	1 2	3 1				
南勢志摩県民局管内	1 7	1 7	3 4				
伊賀県民局管内	8	8	1 6				
紀北県民局管内	2	5	7				
紀南県民局管内	2	3	5				
合 計	1 4 5	1 4 8	2 9 3				



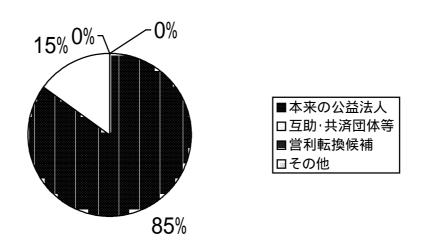
- ■北勢県民局管内
- 口津地方県民局管内
- ■松阪地方県民局管内
- □南勢志摩県民局管内
- ■伊賀県民局管内
- □紀北県民局管内
- ∞紀南県民局管内

# 4 性格別法人数

図表4は、現在の公益性に関する基準から、各所管部局が所管法人を本来の公益法人(その目的(事業)に現在においても公益性があり、公益法人として十分な資格をもっている法人) 互助・共済団体等(その目的(事業)が、公益(不特定多数の者の利益を図る)というよりは、共益(構成員相互の利益を図っている)と考えられる法人 営利法人等転換候補(その法人の公益事業が営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている法人) その他に分類したものです。

(図表4)性格別法人数及び割合

	本来の公益法 人	互助・共済団 体等	営利転換候補	その他	計
社団法人	1 1 9	2 6	0	0	1 4 5
財団法人	1 3 0	1 8	0	0	1 4 8
合計	2 4 9	4 4	0	0	2 9 3

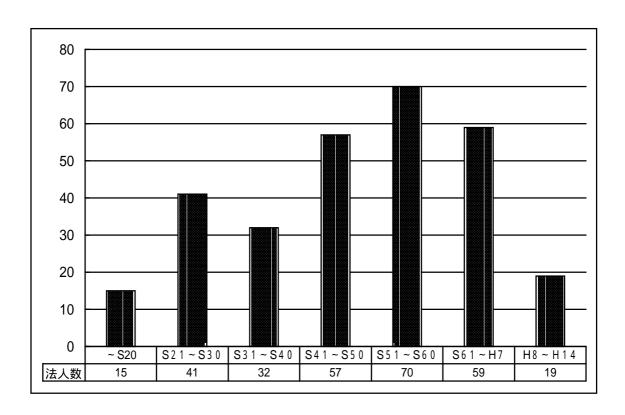


# 5 設立年代別法人数

図表5は、本県における設立年代別の法人数を示しています。現在活動している法人の約7割が昭和41年以降の設立となっています。

(図表5)設立年代別法人数

設立年代	~ S20	S21 ~ S30	S31 ~ S40	S41 ~ S50	S51 ~ S60	S61 ~ H 7	H 8 ~ H14
法人数	1 5	4 1	3 2	5 7	7 0	5 9	1 9
(293)							



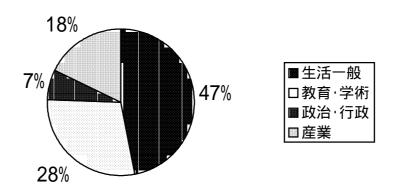
設立年ごとの法人数は、平成14年10月1日現在において活動中である法人を、設立を許可された年ごとに集計したもので、解散法人等は含まれないため、各年に設立を許可された法人数とは異なります。

# 6 設立目的別法人数

図表6は、本県における主たる設立目的別の公益法人数を示したものです。 家庭生活、保健・衛生・医療、職業・労働等の「生活一般」が47%を占め、 教育、育英・奨学、学術・研究、文化・芸術等の「教育・学術」が28%を占 めています。

(図表6)設立目的別公益法人数及び割合

設立目的	生活一般	教育・学術	政治・行政	産業	延べ数
法人数	1 6 7	1 0 1	2 4	6 3	3 5 5



公益法人概況調査では、事業内容を2種類以内で記入することとしているため、公益 法人数とは合致しません。

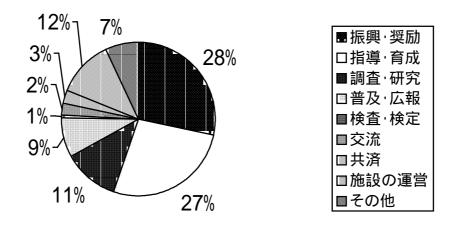
# 7 事業種類別法人数

図表7は設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものです。

振興、助成・給付、貸与、表彰等の「振興・奨励」と教育・訓練、相談、研修会・講習会等の「指導・育成」で55%を占めています。

(図表7)事業種類別法人数及び割合

事業種類 別	振興· 奨励	指導・ 育成	調査・ 研究	普及・ 広報	検査・ 検定	交流	共済	施設の 運営	その他	延べ数
法人数	133	127	54	40	3	11	13	57	32	470



公益法人概況調査では、事業内容を 2 種類以内で記入することとしているため、公益 法人数とは合致しません。

# 8 社員規模別法人数

図表8は、本県における社団法人の民法上の社員を、個人社員と法人社員に 分けて、規模別の法人数及び割合を示したものです。社員とは、社団法人の法 人格の基礎となる構成員(個人、団体(法人)を問いません。)のことであり、 通常、会費等を払って法人運営(総会等)に参加しています。

本県における社団法人の社員合計会員数は 95,884 人で、社員平均会員数は 661人となっています。

図表8によると社員のうち個人社員では、99 会員以下の小規模法人が62法 人と4割以上を占めています。一方、社員のうち団体社員では、約6割を占め る社員数0の法人を除くと、1~99団体の43法人が最も多くなっています。

(図表8)社員のうち個人社員及び団体社員の規模別法人数及び割合

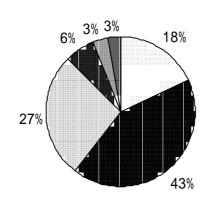
#### (社員のうち個人社員数)

規 模	0人	1~99人	100 ~ 499 人	500 ~ 999 人	1000 ~ 4999 人	5000 人 以上	計
法人数	2 6	6 2	3 9	9	5	4	1 4 5

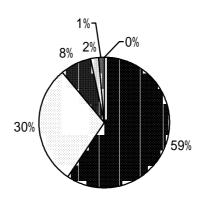
#### (社員のうち団体社員数)

規 模	0 団体	1~99 団 体	100 ~ 499 団体	500 ~ 999 団体	1000 ~ 4999 団体	5000 団体 以上	計
法人数	8 6	4 3	1 1	3	2	0	1 4 5

(個人社員)



(団体社員)



			□0団体 ■100~499団体	□1~99団体 □500~999団体
□0人	■ 1~99人	□ 100~499人	■100~499団体 ■1000~4999団体	■5000~999団体~
™ 5∩∩ ~ 999 J	III 1∩∩∩ ~ 4999 J	I™ 5000 J ~		

社員が0人又は0団体の区分に属する法人は、多くが会員の対象(資格)を個人又は団 体(企業等)に限定しているものと考えられ、基本的に個人社員0の法人は団体社員のみ で、逆に団体社員0の法人は個人社員のみで構成され、残りの法人が個人、団体両方の社 員から構成されていることになります。

# 9 基本財産規模別法人数

図表9は、本県における財団法人における基本財産の規模別の規模別の法人 数及びその割合を示したものです。

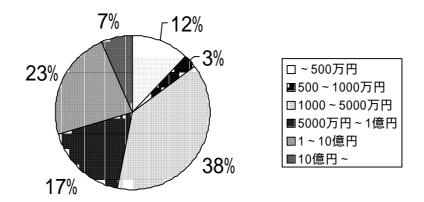
基本財産とは、財団法人の法人格の基礎となる財産であり、本来はこの基本 財産から生み出される運用益をもって公益活動を行うべき法人の中心となる財 産で、一般的には、その取り崩し等には厳格な制限がかかっています。

本県における財団法人の基本財産の合計金額は、280億9千9百万円で基本財産の平均金額は、1億9千万円となっています。

図表9によると最も多い区分が1千万円以上5千万円未満の57法人(38%)で、基本財産規模の小さい500万円未満の法人が18法人(12%)となっています。

(図表9)基本財産規模別財団法人数及び割合

規	模	500 万円未 満	500 万円以 上 1000 万 円未満	1000 万円 以上 5000 万円未満		1 億 円 以 上 1 0 億 円未満	10億円以上	計
法人	人数	1 8	4	5 7	2 6	3 4	9	1 4 8



# 10 贊助会員規模別法人数

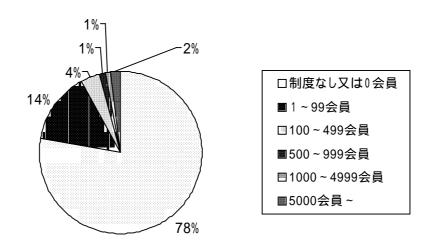
図表 1 0 は、本県における公益法人(社団法人及び財団法人)の民法上の社員以外で定款・寄附行為において定められている会員等の会員規模別の法人数及びその割合を示したものです。

本県における賛助会員等合計会員数は 84,073 人で、賛助会員等平均会員数 は 1,293 人となっています。

図表10によると全法人の78%が、賛助会員制度を有しないか、又は制度 を有しているが、実際の会員がいないものとなっています。

(図表10)賛助会員規模別法人数

規模	制度なし 又は0会員	1 ~ 99 会員	100~499 会員	500~999 会員	1000 ~ 4999 会員	5000 会 員以上	計
法人数	2 2 8	4 1	1 2	3	3	6	293



# 11 職員規模別法人数

図表 1 1 の上段は、本県における公益法人の職員の規模別の法人数及び割合を示したものであり、下段は職員のうち最低でも週 3 日以上出勤しているものを常勤職員とし、その規模別の法人数を示したものです。

職員とは、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在であり、 法人管理、事業執行その他多方面での実務を行っています。

本県における職員合計人数は 2,845 人で、職員平均人数は 10 人です。また、 常勤職員の合計人数は 2,437 人で常勤職員の平均人数は 8 人となっています。

図表 1 1 によると規模が 2 ~ 9 人の法人が最も多く、職員が 1 人の法人もかなりの割合を占めています。

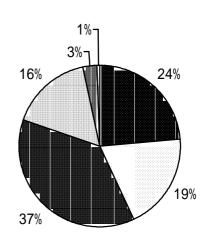
(	図表 11 `	)職員規模別法人数及	が割合
---	---------	------------	-----

規 模	0人	1人	2~9人	10~49人	50~99人	100人~	計
法人数 (職員)	3 1	7 6	1 2 2	5 0	1 1	3	293
法人数 (常勤職員)	6 9	5 7	1 0 8	4 8	9	2	293

#### (職員規模別)

# 1% 3% 11% 26%

(常勤職員規模別)



■0人	口1人	■2~9人
□10~49人	■50~99人	■100人~

■0人	口1人	■2~9人
□10~49人	■50~99人	■100人~

職員の中には、雇用関係にある者のほか、法人の名をもって対外的活動を行っている 顧問、参与、専門委員等が含まれています。

職員がいない法人については、設立母体の企業・団体からの出向・派遣により、法人とは雇用関係にない者が事務を行っている等の状況が想定されます。

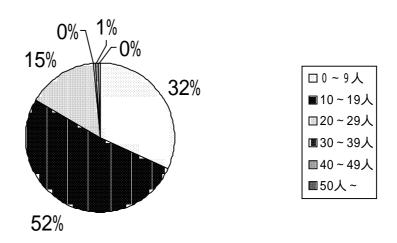
# 12 役員規模別法人数

図表 1 2 は、本県における理事の規模別の法人数及びその割合を示したものです。理事は民法上、法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っています。

本県における理事合計人数は 3,875 人で、理事平均人数は 13.2 人となっています。また、最低でも週3日以上勤務している常勤理事合計人数は 134 人で、常勤理事平均人数は 0.5 人となっています。

(図表12)理事規模別法人数及び割合

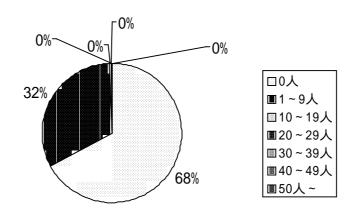
規 模	0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49 人	50 人以上	計
法人数	94	150	45	1	2	1	2 9 3



図表13は、本県における県庁出身(現職を含む)理事の規模別の法人数及びその割合を示したものです。

(図表13)県庁出身理事の規模別法人数及び割合

規模	0人	1~9人	10~19人	20~29人	30 ~ 39	40 ~ 49	50 人以上	計
法人数	197	9 4	1	1	0	0	0	2 9 3



図表14は、県庁出身理事数が理事全体の3分の1を超える法人数を示した ものです。指導監督基準では、理事現在数に占める県庁出身者の割合を3分の 1以下にするように求められており、本県は5法人で、前年から1法人減少し ています。

(図表14)県庁出身理事数が理事全体の3分の1を超える法人数

(単位:法人数)

	単管	共管
社団法人	三重県植物防疫協会	
財団法人	三重県職員互助会 三重県友の会 三重県漁業協同組合合併対策基金 三重県警察職員互助会	

図表 1 5 は、本県における役員(理事、監事)及び評議員の公務員出身者の 就任状況を示したものです。

公益法人において役員とは、理事及び監事をいいます。監事は、法人の会計、 財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であり、民法上は 設置が任意とされていますが、指導監督基準においては、監事を必ず設置する ことと規定されています。また、財団法人における評議員は、法人の重要事項 について諮問を受けたり決定をしたりする役割を担っています。通常、評議員 会を構成し、理事の選任、予算・決算の承認等を行います。指導監督基準では、 財団法人には原則として評議員会を設け、評議員会において理事の選任及び予 算、決算等の重要事項の諮問を行うことを求めています。

平成14年10月1日現在の理事全体数は3,875人(うち常勤134人) 監事全体数は654人(うち常勤0人) 評議員全体数は2,660人となっています。

本県における県庁出身理事数は204人で前年から22人減っています。また県庁出身理事のいる法人数は96法人(32.8%)で前年から4法人減っています。

(図表15)役員(理事、監事)及び評議員の公務員出身者の就任状況

(単位:上段は人数、下段は法人数)

	理事数(うち	常勤数)	監事数(	うち常勤数〕	評議員数
	法人数(うち	常勤数)	法人数(	うち常勤数)	法人数
都道府県公務員出身者	2 2 5 (	49)	3 4	( )	1 8 7
	1 0 2 (	45)	3 0	( )	4 3
うち県庁出身者	204(	42)	2 7	( )	1 7 8
	96(	37)	2 3	( )	3 9
うち現職県職員	104 (	8 )	1 5	( )	1 2 2
	5 2 (	7 )	1 1	( )	3 2
現職県議会議員	14 (	)	3	( )	9
	10 (	)	2	( )	4

# 13 役員の年間報酬額

図表16は、有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数を示したものです。

(図表16)有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

(単位:法人数)

規模	有給役員なし	400万円 未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上
法人数 (293)	200	4 3	4 4	6	0

図表17は、県庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間 報酬額規模別法人数を示したものです。

(図表17)県庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

(単位:法人数)

規模	有給役員なし			800万円以上 1,200万円未満	1 , 2 0 0 万円以上
法人数	5	1 0	1 9	3	0

# 14 国、県からの補助金等交付法人数

図表18は、国、県からの補助金等が交付されている法人数を示したものです。本県の公益法人の24.2%が国又は県のどちらか一方から補助金等の交付を受けています。

(図表18)国、県からの補助金等交付法人数

(単位:法人数)

	国からの補助金等収入	県からの補助金等収入	合 計
社団法人(145)	5	3 2	3 4
財団法人(148)	6	3 6	3 7
計 (293)	1 1	6 8	7 1

合計欄は、国又は県どちらか一方から補助金等交付を受けている法人数

図表19は、国からの補助金等交付状況を交付金額毎に示したものです。

(図表19)国からの補助金等交付状況

(単位:円、法人数)

		5 百万超 1 千万未		l	l	l	l	4 億超 5 億未満	5 億超
社団法人	4		1						
財団法人	1	1	3			1			
計	5	1	4			1			

図表20は、県からの補助金等交付状況を交付金額毎に示したものです。

(図表20)県からの補助金等交付状況

(単位:円、法人数)

	0 超 5 百 万未満	5 百万超 1 千万未 満			1 億 超 2 億 未	2 億 超 3 億未満	3 億 超 4億 未満	4 億超 5 億未満	5 億超
社団法人	2 0	4	6	2					
財団法人	9	4	7	4	9	1	1	1	
計	2 9	8	1 3	6	9	1	1	1	

# 第4章 三重県における公益法人の指導状況

# 1 設立指導及び解散指導

図表21は、本県において平成12年度、平成13年度、平成14年度に設立され、所管部局等から法人設立についての指導を行った公益法人を示したものです。

(図表21)過去3か年度の設立指導状況

部局	名	平成12年度	平成13年度	平成14年度
総合企画	局			
総務	局			
生 活	部			(社)鳥羽市シルバー人 材センター (社)東員町文化協会 (社)中勢地域中小企業 勤労者福祉サービスセン ター (社)大安町シルバー人 材センター
健康福祉	部			
環 境	部			
農林水産商工	部		(社)伊賀上野観光協会	(財)ほくせいふれあい 財団
地域振興	部			
県土整備	部			
教育委員	슰		(財)諸戸会	
公安委員	会			

図表22は、本県において平成12年度、平成13年度、平成14年度に解散し、所管部局等から解散についての指導を行った公益法人を示したものです。

# (図表22)過去3か年度の解散指導状況

	部	局	名	平成12年度	平成13年度	平成14年度
総	合	企	画月	5	(財)三重社会経済研究センタ -	
総		務	F	5		
生		活	<u>\$</u>	В		(財)三重県厚生会 (財)三重県勤労総合 福祉事業団
健	康	福	祉 音	B		(財)田中公益財団 (財)恩賜財団三重懸 同胞援護曾 (財)呉竹会 (財)宇治山田市民生 事業後援会
環		境	<u>†</u>	В	(財)三重県森林土木技術セン ター	
農	林水	(産)	<b>寄</b> 工音	(財)尾鷲市水産公社 (財)三重県工業技術 振興機構		基地振興会 (財)三重県鰹鮪漁船 海難救済基金協会
地	域	振	興音	【財)四日市市開発公社	:	(財)御浜町開発公社
県	±	整	備音	【	į	
教	育	委	員名	(財)樹敬寺維持財団		(財)西来寺維持財団 (財)護法会 (財)神宮奉斎会鳥羽 支部 (財)四日市レジャー 施設協会
公	安	委	員 2	Ž		

#### 2 立入検査実施状況

図表23は、本県において平成14年4月1日から平成15年3月31日までに実施した、条例第49条に基づく公益法人毎の立入検査の実施状況です。 また、図表24は各部局毎の立入検査の実施状況です。

平成14年度に立入検査を実施した所管公益法人数は116法人で、所管公益法人数全体(293法人)の39.6%となっています。

各部局の立入検査の頻度は、条例第49条第4項で2年に1回以上の割合で 行うように努めることとされており、部局毎の実情に応じそれぞれで実施して います。

立入検査の検査基準等は、「公益法人検査要領」等に基づき、各部局毎の実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各部局がそれぞれで判断を行っています。

を行っています。 所管公益法人数は、平成14年10月1日現在。合計欄の各法人数は、共管 による重複を含む延べ数です。

(図表23)公益法人毎の立入検査実施状況

(単位:法人数)

	定期検査	臨時検査	設立検査	計
社団法人	5 9		1	6 0
財団法人	5 4	2		5 6
計	1 1 3	2	1	1 1 6

# (図表24) 各部局別の立入検査実施状況

(単位:法人数、%)

i	部	局	名		所管公益法人数	平成14年度立入 検査実施法人数	平成14年度に改 善すべき点のあっ た法人数	
総	合	企	画	局	0			
総		務		局	4	2		50.0
生		活		部	4 7	2 2	1	46.8
健	康	褔	祉	部	7 0	1 9	1 4	27.1
環		境		部	1 1	5		45.5
農	林水	(産i	商工	部	4 9	2 0	1 1	40.8
地	域	振	興	部	1 3	3		23.1
県	土	整	備	部	1 3	4		30.8
	知事	部	司計		2 0 7	7 5	2 6	36.2
教	育	委	員	슰	7 8	3 2	2 9	41.0
公	安	委	員	会	8	9	7	112.5
<b>£</b>	ì		Ì	it	2 9 3	1 1 6	6 2	39.6

# 3 事業の実施状況

図表25は、公益法人の活動状況を示したものです。「活発」が42%、「普通」が51%、「不活発」が7%となっています。 なお、活動状況の判断は、各部局がそれぞれの基準で行っています。

#### (図表25)公益法人の活動状況

(単位:法人数)

	活発	普通	不活発	休止
社団法人 (60)	2 8	3 0	2	
財団法人 (55)	2 0	2 9	6	
計 (115)	4 8	5 9	8	

図表26は、公益法人の活動内容を示したものです。「目的の事業を行っている法人」が113法人、維持管理する施設が廃止されることによる「目的の事業を行っていない法人」が1法人、事業活動が全国規模に及んでいる等の「目的外事業を行っている法人」が1法人となっています。

#### (図表26)公益法人の活動内容

(単位:法人数)

	目的の事業を行っている法人	目的の事業を行っていない法人	目的外事業を行っている法人
社団法人(60)	5 9		1
財団法人(55)	5 4	1	
計(115)	1 1 3	1	1

# 4 所管不明法人の状況

図表27は、本県における所管不明法人の指導状況を示したものです。

#### (図表27)所管不明法人の指導状況

部	局		名	所管不明法人数	処理状況及び今後の処理予定等
健	康 福	祉	部	1	平成14年9月に法人理事に自主解散の指導を行い、現在法人理事間で今後の処理について検討中。
農村	林水産商	商工	部	1	事業を実施していることを確認。法人の存続に向け 理事長に事業内容、決算状況、定款、登記の状況を 確認中。

# 5 書類の備付状況

図表28は、書類の備付状況を示したものです。「書類の備付なし」では、 履歴書、就任承諾書の備付なしが多く、「書類の備付あり」では、登記関係書 類、履歴書、会議議事録の整備不良が多くなっています。

(図表28)書類の備付状況

(単位:法人数)

	区分	備付	<sup>†</sup> あり	備付なし
<b>+</b>		整理良好	整理不良	
書	1. 定款又は寄付行為	1 0 0	1 0	5
類	2 . 許認可等関係書類	1 0 1	9	5
စ	3 . 登記関係書類	9 2	2 0	3
0)	4.社員名簿	5 9	1	
備	5.役員名簿	109	5	1
付	就任承諾書	8 7	1 2	1 6
状	履歴書	7 4	1 6	2 5
況	6 . 会議議事録	9 0	1 6	9
	7.財産目録	1 0 2	5	8
	8.資産台帳	1 0 7	5	3
	9 . 出納簿	106	9	
	証拠書類	1 0 8	7	
	10. 収支予算書	1 1 3	2	
	11.事業計画書	1 0 9	1	5
	1 2 . 職員名簿	9 7	6	1 2

# 6 会議の運営状況

図表29は、総会の開催状況を示したものです。開催回数「2回以上」が28%、「1回」が72%となっています。

(図表29)社員総会の開催状況

(単位:法人数)

<b>立)</b> 检查中枢数	開催法人	十月1/2/2十二	土明は汁しなもれが土間はの田中	
立入検査実施数	2回   1回以上	未開催法人	未開催法人名称及び未開催の理由	
社団法人(60)	17 43			

図表30は、理事会の開催状況を示したものです。開催回数「2回以上」が78%、「1回」が19%、未開催が3%となっています。

(図表30)理事会開催状況

(単位:法人数)

<b></b>	開催法人	<b>十</b>	土田供の田中	
立入検査実施数	2回   1回以上	未開催法人	未開催の理由 	
社団法人 (60)	4 4   1 2	4	総会と兼ねている。	
財団法人 (56)	4 6 1 0			
計 (116)	90 22	4		

#### 7 改善指示の状況

図表31は、公益法人別の改善指示の状況を示したものです。改善指示があった法人数は、立入検査を実施した法人の53.4%となっています。

(図表31) 改善指示の状況

(単位:法人数、()は改善指示件数)

	定期検査	臨時検査	設立検査	計
社団法人	35 ( 93)	( )	( )	35(93)
財団法人	25 (86)	2 ( 2)	( )	27(86)
公益信託	( )	( )	( )	( )
計	60 (179)	2 ( 2)	( )	62(181)

#### 図表32は、各部局別の改善指示状況を示したものです。

#### (図表32)各部局別の改善指示の状況

(単位:法人数)

Γ'										-
部	局	名		平成1 改善のののでは、 ( 示件数	べき た法	点の	法人運営面で 改善すべき点 のあった法人 数	事業の内容・ 実施等の面で 改善すべき点 のあった法人 数	で改善すべき 点のあった法	その他
総合	企	画	局	0	(	)				
総	務		局	0	(	)				
生	活		部	1	(	4)	1			
健康	福	祉	部	1 4	(!	52)	1 1	2	1 0	
環	境		部	0	(	)				
農林水	産商	工部		1 1	( 2	25)	1	3	6	7
地 域	振	興	部	0	(	)				
県土	整	備	部	0	(	)				
知事	部局	計		2 6	( 8	31)	1 3			
教 育	委	員	会	2 9	( !	91)	2 7		7	
公 安	委	員	会	7	(	9)	6			3
合		計		6 20	( 1	81)	4 6	5	2 3	1 0

#### 【主な指摘、指導事項】

#### (法人運営面)

- ・事業計画書・収支予算書、事業報告書・収支計算書の提出が遅れているので、適正に提 出するよう指導した。

- ・職員名簿が整備されていないので、適正に整備するよう指導した。 ・寄附行為が現状と一致していないので、一致するよう指導した。 ・理事会、評議員会の議事録が開催の都度、整備されていないので、適正に整備するよう 指導した
- ・役員変更報告書が提出されていないので、適正に提出するよう指導した。

#### (事業実施面)

・事業活動が全国に及んでいるので、組織形態の変更について指導した。

#### (財務・会計面)

- ・公益法人会計基準に基づいて処理されていないので、公益法人会計基準に基づいて適正 に処理するよう指導した。
- ・預金通帳、印鑑の管理が徹底されていないので、適正に管理するよう指導した。

### 第5章 三重県における公益信託の現況

#### 第1節 公益信託制度の概要

#### 1 公益信託の定義

公益信託とは、信託法(大正11年法律第62号)に基づき、委託者が祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度です。

#### 2 公益信託の特色

公益法人においては、法人という新たな法主体を創設し、これが公益目的のために自立的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、拠出された財産(信託財産)が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理、運用されていくものであって、両者の法律的構造は異なります。また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているのに対し、公益信託においては、信託の制度上、比較的短期間のものであっても差し支えないなど、より弾力的な運用が可能です。

#### 3 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり、これについて受託者が、主務官庁の許可を受けることによって成立します。

公益信託は、主務官庁の監督に属し、受託者は、信託行為の定めるところに従って、 自己の名で信託財産を管理、処分して公益事業を営みます。信託財産は、受託者に移転 されますが、受託者の固有財産とは区別されます。受託者は、その事務処理について善 管注意義務等を負い、信託義務違反に対しては損失てん補をしなければなりません。

#### 4 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための統一的基準として、平成6年9月13日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」があり、主務官庁においては、この基準に則った指導監督等が行われています。

#### 5 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出したときの税制として、個人・法人の双方につき、特定の公益 信託のために支出した金銭についてのみなし寄付金制度等、各種の優遇措置があります。

### 第2節 公益信託の現況

### 1 公益信託の数及び信託財産

図表1は、本県における平成14年10月1日現在の信託数及び信託財産の状況を示したものです。

(図表1)信託数及び信託財産の状況

	1	言託財産規模別信	託数			
信託数	1 千万円未満	1 千万円 以上 5 千万円未満	5 千万円 以上 1 億円未満	1億円以上	信託財産合計金額 (千円)	信託 財産 平均金額 (千円)
4	2	2			63,702	15,926

#### 2 信託目的別信託数

信託目的別では、奨学金支給(2)教育振興(1),その他(1)となっています。

### 3 受益行為の状況

図表2は受益行為の状況を示したものです。

(図表2)平成13年度の受益行為の状況

(単位:千円)

受益行為状況							
個	個 人 任意団体 法人		任意団体		法人		ŀ
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
202	52,529	120	14,520			322	67,049

平成12年12月1日 閣議決定

### 行政改革大綱 (抜粋)

21世紀の我が国経済社会を自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正なものとするため、これまでの国・地方を通ずる行政の組織・制度の在り方、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築する必要がある。

このため、21世紀の開始とともに新たな府省体制を確立し、中央省庁等改革の成果をより確実なものとすることとし、21世紀の国・地方を通じた行政の在り方について、1)新たな時代の要請に対応する観点から、内閣機能の強化、省庁の大くくり編成等による総合性、機動性を備えた行政の実現、2)国民の主体性と自己責任を尊重する観点から、民間能力の活用、事後監視型社会への移行等を図ることによる簡素かつ効率的な行政の実現、3)行政情報の公開と国民への説明責任の徹底を図ることによる国民に開かれた透明性の高い行政の実現、4)行政事務の電子化、窓口の利便性の向上等を図ることによる国民本位の質の高い行政サービスの実現、を目指し、今後、平成17年(2005年)までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的・計画的に実施する。

こうした見地に立って、今後の行政改革の重要課題として、1)新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指す観点からの特殊法人等の改革、公務員制度改革、行政評価システムの導入、公会計の見直し・改善、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革、2)国と地方の関係を見直し、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点からの更なる地方分権の推進、3)行政と民間との新たな関係を構築する観点からの規制改革、4)その他、電子政府の実現を始め、省庁再編に伴う運営・施策の融合化、行政の組織・事務の減量・効率化等を推進する。

これら行政改革の推進に併せ、司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、司法機能の充 実強化を図るための司法制度改革を推進するものとする。

- I 行政の組織・制度の抜本改革 (1~4 略)
- 5 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

### (1)委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し

国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、独立行政法人への事務移管その他所要の措置を講ずる。これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。

#### (2)財政負担の縮減・合理化

#### ア 基本的考え方

国からの公益法人への補助金・委託費等(以下、「補助金等」)については、 上記(1)の業務の見直しの内容も踏まえつつ、官民の役割分担の観点、限られた 財政資金の効率的使用の観点、及び行政の説明責任の確保と透明性の向上の観 点から厳しく見直し、その縮減・合理化を進めることとする。

イ 公益法人に対する補助金等の支出の適正化

公益法人に対する補助金等の支出の適正化については、委託等、推薦等に係る事務・事業の見直しと併せて検討を進めることとし、独立行政法人への事務移管その他必要な措置を以下のように講ずる。

- (ア) 国が公益法人に対して交付する補助金等で、当該法人が更に他の公益法人 やその他の法人等の第三者に分配・交付するものについては、当該補助金等 を整理・統合した上で、国自ら又は独立行政法人が分配・交付することとす る。
- (イ) 国からの補助金等により公益法人が行う事務・事業であって、当該法人の 総収入に対し、その補助金等が大部分を占める場合は、その必要性等につい て厳しく精査を行い、当該事務・事業を整理・統合した上で国自らが行い又 は独立行政法人に行わせることとし、これを適用することが困難な公益法人 については別途検討する。
- (ウ) 官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対する 補助金等において役員報酬に係る助成は行わないこととする。

#### (3)措置期限・経過措置等

- i) 上記(1)、(2)の改革は、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、 平成17年度末までのできる限り早い時期に実行することとする。
- ii) なお、それまでの間は、「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公 益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について」(平成8年9月20 日閣議決定)の規定の徹底を図る。
- iii) 経営情報の公開については、上記閣議決定に加え、国からの委託等、推薦等 又は補助金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進めるととも に、指定法人の情報公開の在り方の検討及び公益法人会計基準の改善策の検

討を行う。

iv) また、役員の報酬等の在り方について、特殊法人等における検討を踏まえ、 所要の措置を検討する。

### (4)地方公益法人に係る措置

都道府県所管公益法人について、国は、地方公共団体に対し、上記(1)、(2) と同様の措置を講ずるよう要請するとともに、地方公共団体の支出について も、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを行うものとす る。

### (以下略)

平成 14 年 3 月 29 日 閣 議 決 定

#### 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画

行政改革大綱(平成 12 年 12 月 1 日閣議決定)に基づき、国から公益法人が委託等、 推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人 への補助金・委託費等(以下「補助金等」という。)について以下の措置を講ずる。

#### I. 委託等に係る事務・事業の改革

#### 1. 検査・検定等

#### (1) 基本的考え方

- ① 公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から見直し、廃止するものを除き、規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)に示された基準認証の見直しの考え方を踏まえ、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする。この場合、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関(以下「登録機関」という。)による検査・検定等の実施(以下「登録機関による実施」という。)とする。
- ② 国民の生命、財産の保護、国際的責務の履行等の観点から、①により難い事務・ 事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則とする。

やむを得ない理由により、引き続き公益法人に国の代行機関として検査・検定等を行わせることとした場合にあっても、登録機関による実施に準じた措置を検討するものとする。

なお、これらの事務・事業については、規制改革の観点から、その在り方の検討 を進めるものとする。

#### (2) 具体的措置内容

別表1のとおりとする。 (別表1 省略)

#### 2. 資格付与等

#### (1) 基本的考え方

公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

#### (2) 具体的措置内容

別表2のとおりとする。 (別表2 省略)

#### 3.登録その他の事務・事業

#### (1) 基本的考え方

公益法人が、国の委託を受けて行う登録、交付等の事務・事業については、事務・ 事業の性格を勘案の上、上記に準じた措置を講ずる。

#### (2) 具体的措置内容

別表3のとおりとする。 (別表3 省略)

#### . 推薦等に係る事務・事業の改革

#### 1.技能審查等

#### (1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。また、今後同様の推薦等はこれを行わないこととする。

#### (2) 具体的措置内容

別表4のとおりとする。 (別表4 省略)

#### 2.制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

#### (1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う講習が国家資格付与の要件として認定されている等国の制度・仕組みの一部として組み込まれている推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せ検討の上、 1(1)、2(1)に準じた措置を講ずる。

#### (2) 具体的措置内容

別表5のとおりとする。 (別表5 省略)

#### . 補助金等の見直し

#### 1.第三者分配型補助金等

#### (1) 基本的考え方

平成12年度に国から公益法人に交付された補助金等のうち、交付先の公益法人において当該補助金等の5割以上を他の法人等の第三者に分配・交付するもの(以下「第三者分配型補助金等」という。)については、事務・事業の必要性等を検証した上で、当該補助金等の廃止、国からの直接交付又は独立行政法人からの交付、交付先公益法人が事務・事業を直接行うこと等による分配・交付比率の5割未満への改善等の措置を講ずることにより、第三者分配型補助金等の解消を図る。なお、第三者分配型補助金等となることにつき特段の理由のあると認められる補助金等については、その理由を公表する。

#### (2) 具体的措置内容

別表6のとおりとする。 (別表6 省略)

#### 2. 補助金依存型公益法人

#### (1) 基本的考え方

平成12年度に国から交付された補助金等が年間収入の3分の2以上を占める公益法人(以下「補助金依存型公益法人」という。)については、当該法人に交付される補助金等の必要性等を検証し、補助金等の廃止、補助金等交付対象事業の国又は独立行政法人による実施等の措置を講ずることにより、補助金依存型公益法人の解消を図る。なお、これらの措置によっても、なお3分の2未満とならない法人については、補助金依存状態の解消のための改善計画を策定するものとし、また、補助金依存型公益法人となることに特段の理由のある公益法人については、その理由を公表する。

(2) 具体的措置内容 別表7のとおりとする。 (別表7 省略)

#### 3.役員報酬に対する助成

#### (1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

(2) 具体的措置内容

別表8のとおりとする。 (別表8 省略)

#### . 公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

上記措置を講ずることとした結果、公益法人に対する行政の関与は相当程度改善されることとなるが、なお、国の委託等、推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人等国と関係のある公益法人が引き続き存在することとなる。このため、これらについては、別添の「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」(以下「透明化・合理化ルール」という。)を適用し、行政及び公益法人の双方における、より一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図るものとする。

#### .改革の実施に向けて

- 1. 本計画による措置は、法律改正を要するものについては、原則として、平成 15 年度中に実施することとする。なお、その実施に当たっては事務・事業の一層の 整理・合理化を図ることとする。
- 2. 公益法人が行っている事務・事業の国又は独立行政法人への移管を行う場合には、 既存体制の合理的再編成により対処することを基本とする。また、今後、独立行政 法人による実施につき引き続き検討することとされているものについても、以下の 点に十分留意することとする。
  - (1) 移管する事務・事業が、公共上の観点から国の強い関与が不可欠であり、民間に委ねると効率的かつ確実な実施が見込めないこと
  - (2) 原則として既存の独立行政法人を活用するとともに、国、特殊法人、独立行政 法人、公益法人等が行う関連の事務・事業を、府省の枠にとらわれることなく統 合・合理化すること

- (3) 移管後の独立行政法人の事務・事業、組織の合理化・効率化を徹底し、財政負担の軽減を実現すること
- 3. 各府省は透明化・合理化ルールが適正に運用されるよう常に意を用いるとともに、 今回の改革で示された基本的考え方に立って、所管する事務・事業の不断の見直し に努めるものとする。
- 4 本計画は、今後各府省が責任をもって実施することとなる。内閣官房は、本計画の 実施につき検討を要する事項に関し、必要に応じ調整の任に当たる。総務省は、関係 府省の協力を得て、本計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年 次報告」及びインターネットにおいて公表するなど、本計画のフォローアップに当た る。

平成 14 年 3 月 29 日 閣 議 決 定

#### 公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で 積極的に位置付けるとともに、公益法人(民法第34条の規定により設立された法人) について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制 度(NPO、中間法人、公益信託、税制等)を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。

上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱(仮称)」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成17年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。

平成 15 年 6 月 27 日 閣 議 決 定

#### 公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針

#### 1 改革の目的と検討の方向等

我が国においては、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている。しかし、画一的対応が重視される行政部門、収益を上げることが前提となる民間営利部門だけでは様々なニーズに十分に対応することがより困難な状況になっている。

これに対し、民間非営利部門はこのような制約が少なく、柔軟かつ機動的な活動を展開することが可能であるために、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供することができる。その結果として民間非営利活動は、社会に活力や安定をもたらすと考えられ、その促進は、21 世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要である。

また、民間非営利活動は、国民一人一人に職場や家庭とは異なる多様な活動の場を与えるため、個人の価値観が多様化した現代社会に対応するものである。個人の様々な価値観を受け止め得る民間非営利活動を促進することによって、個人の活動の選択肢が広がり自己実現の機会が増進するものと考えられる。

したがって、民間非営利活動を我が国の社会経済システムの中に積極的に位置付け、 その活動を促進するための方策を講ずる必要がある。

公益法人(民法第 34 条に基づく社団・財団をいう。以下同じ。)は、我が国の社会経済において重要な位置を占めているこのような民間の非営利活動を担う代表的主体として歴史的に一定の大きな役割を果たしてきている。

しかしながら、主務官庁の許可主義による我が国の公益法人制度は、明治 29 年の民法制定以来、100 余年にわたり抜本的な見直しは行われておらず、特別法による法人制度を除き、近年に至るまで、一般的な非営利法人制度がなかったため、時代の変化に対応した国民による非営利活動の妨げになってきたとの指摘がある。

特に、公益法人は、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人や共益的 な法人が主務大臣の許可によって多数設立され、税制上の優遇措置や行政の委託、補助 金、天下りの受け皿等について様々な批判、指摘を受けるに至っている。

こうした諸問題に対処し、更に 21 世紀の社会経済の一翼を担う民間非営利活動の発展

を促進することが喫緊の課題となっていることから、次の方針をもって公益法人制度の 抜本的改革に取り組むこととする。

#### 2 新たな非営利法人

#### (1) 一般的な非営利法人制度の創設

現行の公益法人制度は法人格の取得と公益性の判断や税制上の優遇措置が一体となっているため、様々な問題が生じている。

このため、法人格を一定の優遇措置と分離し、公益性の有無に関わらず新たに非営利法人制度を創設する。

この非営利法人制度は、民間の非営利活動を促進するため、準則主義(登記)により 簡便に設立できるものとし、そのガバナンスについては、準則主義を採る現行の中間法 人や営利法人を参考にしつつ、法制上の在り方を検討する。

なお、非営利法人制度の設計に当たっては、現行の公益法人制度の問題点を踏まえた検討を行い、現行の中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係を整理することとする。

#### (2) 非営利法人における公益性

公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら引き続き検討する。その際、

公益性の客観的で明確な判断基準の法定化、独立した判断主体の在り方 ガバナンス、残余財産の在り方、情報開示、プライバシーの保護等 を含め検討する。

#### 3 新たな非営利法人に対する税制上の措置

法人は、普遍的な国民の納税義務の下で、一般的に納税義務が課せられており、公益性を有するなど一定の場合に税制上の優遇措置が講じられている。新たな非営利法人に対する税制上の取扱いについては、こうした考え方を踏まえつつ、非営利法人制度の更なる具体化にあわせて引き続き検討する。

#### 4 移行等

現行の公益法人から制度改革後の非営利法人への移行については、公益法人が現に公益活動を営んでいることに配慮しつつ公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行措置の在り方について検討する。

また、財団については、今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、その在り方を検討する。

#### 5 今後のスケジュール等

有識者の協力を得つつ、関係府省との連携の下、内閣官房において上記の新たな非営利法人制度の検討を進め、平成 16 年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成 17 年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指す。

その間、新たな制度の検討状況を適時に公表する等、広く国民の理解を得つつ、円滑に改革を推進するよう努めるものとする。

資料 5

# 公益法人・公益信託一覧表

平成15年8月15日現在

# 公益法人一覧表

### 所管部 総務局

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(財)三重県職員互助会	津市広明町 1 3 番地 059-224-2803	S47.6.30	理事長 松岡美知男
(財)三重県友の会	津市広明町 1 3 番地 059-224-3937	H7.4.3	理事長 中林 博
(財)三重県自由民主会館	津市桜橋2丁目118 059-225-7251	S56.5.1	理事長 田村 憲久
(社)神宮環境振興会	四日市市西町7番7号北畠ビル 0593-50-3917	S61.1.27	会長 田中 勲

名 称	主たる事務所の所在地電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(財) 三重県文化振興事業団	津市一身田上津部田 1234 059 - 233 - 1103	H4.3.25	理事長 武村 泰男
(財) 三重県勤労者信用基金協会	津市栄町1丁目 891 三重県合同ビル内 059 - 227 - 7813	S44.10.28	理事長 中居 信明
(財) 三重県労働福祉協会	津市栄町 1 丁目 891 三重県勤労者福祉会館内 059 - 225 - 2800	S48.5.14	理事長 田中 和道
(社) 伊勢志摩労働者福祉協議会	伊勢市吹上1丁目11 - 31 0596 - 24 - 8117	S55.11.7	理事長中村 勉
(財)   松阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター	松阪市上川町 212番地の 1 0598 - 29 - 6510	H3.11.1	理事長 下村 猛
(社) 中勢地域中小企業勤労者福祉サー ビスセンター	津市島崎町 146 番地 6 059 - 222 - 1500	H14.4.1	理事長 近藤 康雄
(財) 三重県勤労者ゆとり創造基金協会	津市栄町1丁目 891 059 - 229 - 8020	H4.5.11	理事長 小野 敬
(財) 三重県地方自治労働文化センター	津市栄町 2 丁目 361 059 - 227 - 3295	H9.12.22	理事長 平松 一美
(社) 四日市市シルバー人材センター	四日市市十七軒町 9 - 10 0593 - 54 - 3670	S55.11.11	理事長 小畑 廣次

名 称	主たる事務所の所在地電話番号	設立年月日	代表者職名·氏名
(社)	  鈴鹿市神戸 8 丁目 9 - 22	S58.7.29	理事長
鈴鹿市シルバー人材センター	0593 - 82 - 6092	500.7.20	高野利光
(社) 津市シルバー人材センター	津市三重町津興 433 - 125 059 - 224 - 4123	S59.12.15	理事長 杉本象次郎
(社) 名張市シルバー人材センター	名張市丸之内 79 0595 - 63 - 6800	S63.10.11	理事長中川 善嗣
(社) 松阪市シルバー人材センター	松阪市魚町 1658 - 3 0598 - 26 - 0523	S63.11.18	理事長藤田 昌三
(社) 伊勢市シルバー人材センター	伊勢市勢田町 628 - 3 0596 - 23 - 6915	H1.4.1	理事長 森 幸生
(社) 桑名市シルバー人材センター	桑名市吉之丸 1 1 番地 0594 - 22 - 0468	H1.11. 8	理事長 伊藤 正巳
(社) 上野市シルバー人材センター	上野市丸之内 116 0595 - 24 - 5800	H3.6.18	理事長 岡山 踵
(社) 久居市シルバー人材センター	久居市東鷹跡町 26 - 1 059 - 256 - 2208	H7.10.18	理事長 川本 敬信
(社) 亀山市シルバー人材センター	亀山市若山町 7 - 1 0595 - 82 - 8512	H8.6.12	理事長 前田 天輔
(社) 三重県シルバー人材センター連合 会	津市島崎町 3 番地 1 059 - 221 - 6161	H9.4.17	理事長 中川 善嗣
(社) 東員町シルバー人材センター	員弁郡東員町大字山田1600番地 0594 - 76 - 2235	H9.6.5	理事長 千種 忠文
(社) 阿児町シルバー人材センター	志摩町阿児町鵜方2014-5 0599-44-5288	H 11.4.1	理事長 西尾 淳二
<u> </u>	49	<u> </u>	

名 称	主たる事務所の所在地電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社)	鳥羽市大明東町 2 5	H 14.4.9	理事長
鳥羽市シルバー人材センター	0599-25-7341		伊藤 新次
(社) 大安町シルバー人材センター	員弁郡大安町大字大井田 2 7 0 4 0594-78-3522	H14.10.1	理事長 片岡 一起
(社) 三重県技能士会	津市栄町1丁目954 059-222-3145	H 1.3.31	会長藤田 充
(社) 三重県ダンプカー協会	津市桜橋 2-177-2 224-0715	S53.6.28	会長宮本 武蔵
(社)	津市栄町 1 丁目 891	H2.10.1	会長
三重県勤労者福祉施設協議会	059 - 229 - 1388		渡辺 和己
(財)	四日市市千歳町 6 番地	S18.12.15	理事長
四日市港湾福利厚生協会	0593 - 53 - 5226		鍋田雅久
(財)	伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 2 9 号	S59.11.24	理事長
伊勢文化会議所	0596-24-8707		浜田益嗣
(財)	松阪市京町 5 1 0 番地	H2.1.26	理事長
三銀ふるさと文化財団	0598-23-1111		谷川憲三
(財)	四日市市安島町 2 丁目 5 番 3 号	S57.1.19	理事長
四日市市文化振興財団	0593-54-4501		山本雅昭
(財)	一志郡一志町波瀬 2231 番地の 2	S36.12.27	理事長
波瀬文化会館	059-294-7004		西谷祇賢
(財) 白鵬青年文化協会	上野市車坂町 5 7 8 番地の 2 0595-21-4981	S40.5.26	会長片岡一郎
(財)	尾鷲市瀬木山町7番1号	Н 3 .10.28	理事長
尾鷲文化振興会	0597-23-3000		伊藤充久
(財)	鈴鹿市飯野寺家町 810 番地	H9.4.1	理事長
鈴鹿市文化振興事業団	0593-84-7000		石田利正

名称	主たる事務所の所在地電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社) 東員町文化協会	員弁郡東員町山田 1700 番地 0594-76-8899	H14.7.15	理事長 三浦信一
(社) 三重県専修学校協会	津市上浜町1丁目 293 - 4 三重私学青少年会館内 059-229-4070	S39.12.10	会長 伊藤 明
(財) 三重県私立学校教職員退職基金財 団	津市上浜町1丁目 293 - 4 三重私学青少年会館内 059-225-5171	S43.5.17	理事長 宗村 南男
(社) 三重県私学振興会	津市上浜町1丁目 293 - 4 三重私学青少年会館内 059-225-7371	S44.9.17	理事長 梅村 光弘
(社) 三重県各種学校総連合会	津市上浜町1丁目 293 - 4 三重私学青少年会館内 059-227-2304	S46. 4 .21	会長松本 高一
(社) 三重県私立幼稚園協会	津市上浜町1丁目 293 - 4 三重私学青少年会館内 059-227-3004	S51.9.14	会長藤森健
(財) 三愛教育振興会	名賀郡青山町別府 690 0595-52-0327	H2.3.22	理事長 小山 源吾
(社) 三重県青少年育成県民会議	津市羽所町700番アスト津3階みえ県民交流センター内 059-225-6194	S61.9.1	会長 竹林武一
(財) 三重県国際交流財団	津市羽所町700アスト津3F 059-223-5006	H3.5.15	理事長 矢谷隆一
(財) 四日市国際交流協会	四日市市諏訪町 1 番 5 号 0593-53-9955	H3.6.18	理事長 井上 哲夫
(財) 鈴鹿国際交流協会	鈴鹿市神戸1丁目1-1 0593-83-0724	H5.6.1	理事長加藤 栄

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社)津地区医師会	津市桜橋二丁目191-4 059-227-1775	S.22.11.13	会長 加藤 良一
(社)久居一志地区医師会	久居市本町1400-2 059-255-3155	S.22.11.13	会長 佐原十四男
(社)松阪地区医師会	松阪市白粉町 3 6 3 0598-21-0327	S.22.11.13	会長 林 孝
(社)三重県歯科医師会	津市桜橋二丁目 1 2 0 - 2 059-227-6488	S.22.11.14	会長峰 正博
(社)志摩医師会	志摩郡阿児町鵜方 2 5 4 8 - 2 0599-44-0176	S.22.11.14	会長 山下 順庸
(社)亀山医師会	亀山市本町二丁目 6 - 1 9 05958-2-9509	S.22.11.18	会長 伊東 経雄
(社)三重県医師会	津市桜橋二丁目 1 9 1 - 4 059-228-3822	S.22.11.23	会長 山本 器
(社)桑名医師会	桑名市大字本願寺字市之縄 2 6 2 - 1 0594-22-8173	S.22.11.23	会長新山 宏二
(社)四日市医師会	四日市市西新地 1 4 - 2 0 0593-52-9117	S.22.11.23	会長 中嶋 寛
(社)員弁郡医師会	員弁郡北勢町阿下喜 2 0 6 2 - 1 0594-72-2013	S.22.11.27	会長 斎藤 紀雄
(社)伊勢市医師会	伊勢市勢田町 6 2 8 - 1 0 0596-28-2476	S.22.12.3	会長 角前 泰之
(社)紀北医師会	尾鷲市上野町 5 - 2 5 05972-2-2857	S.22.12.3	会長 加藤 憲司
(社)紀南医師会	南牟婁郡御浜町大字阿田和4750 05979-3-1211	S.22.12.3	会長 山本 訓生
(社)阿山医師会	上野市四十九町1929-42 0595-23-5550	S.22.12.8	会長 大西 哲
(社)度会郡医師会	度会郡御薗村大字高向 8 1 0 0596-28-0947	S.22.11.21	会長 久瀬 正
(社)名賀医師会	名張市朝日町1361-4 0595-64-2321	S.22.12.25	会長 釜本 善之
(社)鈴鹿市医師会	鈴鹿市西条五丁目 1 1 8 - 4 0593-82-3061	S.22.12.27	会長 坂本 哲夫
(社)三重県薬剤師会	津市島崎町312-1 059-228-5995	S.24.11.15	会長 上村 武

名称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社)三重県鍼灸マッサージ師会	鈴鹿市岡田3 - 1 - 5 ロイヤルハイツ2 0 2 0593-78-8902	S.29.8.10	会長 佐藤 章男
(社)四日市歯科医師会	四日市市本町 9 - 1 2 0593-54-8512	S.37.6.25	会長 菊池 元彦
(社)三重県食品衛生協会	津市桜橋二丁目 1 3 4 059-223-6765	S.39.7.22	会長 蒔田 誠昭
(社)三重県調理師連合会	津市桜橋二丁目 1 3 4 059-223-6761	S.39.12.10	会長 山路 啓雄
(社)三重県柔道整復師会	津市乙部 2 0 8 6 059-222-3832	S.43.10.11	会長 伊藤 和夫
(社)四日市理容師会	四日市市中町 2 - 6 0593-97-2282	S.46.8.31	会長 坂倉 実
(社)三重県病院協会	津市羽所町 5 1 4 059-223-2744	S.47.10.25	理事長 前田 太郎
(社)三重断酒新生会	津市大字藤方字上り坂 2 1 8 059-225-6429	S.49.12.24	会長加藤功
(社)三重県看護協会	津市観音寺町字東浦 4 5 7 - 3 059-225-1010	S.52.2.19	会長 山口 直美
(社)伊勢市歯科医師会	伊勢市八日市場町 1 3 - 1 0596-24-1904	S.54.9.13	会長 藤田 導
(社)三重県放射線技師会	津市栄町 3 - 2 6 9 059-225-1491	S.55.5.6	会長 西村 広一
(社)三重県鍼灸師会	四日市市京町 5-1 1 0593-33-0790	S.56.4.4	会長 仲野 弥和
(社)三重県薬種商協会	津市島崎町 3 1 2 - 1 059-224-1180	S.56.5.14	会長 友田 康夫
(社)三重県歯科技工士会	津市広明町 3 4 5 059-226-3273	S.58.2.17	会長 小西 啓造
(社)三重県栄養士会	津市柳山津興 6 5 5 - 1 2 059-224-4519	S.59.4.7	会長 長谷 圓吉
(社)三重県臨床検査技師会	津市江戸橋1丁目112-1共和マンション1階 109号 059-231-1818	S.60.3.25	会長 中垣 茂男
(社)津・安芸歯科医師会	津市栄町2-365 059-225-1304	H.3.2.1	会長 橋本 敏
(社)鈴鹿歯科医師会	鈴鹿市西条五丁目 1 1 8 - 5 0593-82-9431	Н.3.12.6	会長 山口 俊彦
(社)四日市薬剤師会	四日市市蔵町1-14 0593-54-8440	H.5.6.18	会長 小川 哲男

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社) 松阪地区歯科医師会	松阪市春日町一丁目 8 0598-26-4803	H.7.3.1	会長 吉田 昌夫
(社)松阪地区薬剤師会	松阪市殿町1580-1 0598-22-2356	H.7.4.3	会長 長島 喜久雄
(社)鈴鹿地区薬剤師会	鈴鹿市安塚町字西山 6 3 8 - 2 1 0593-81-2233	H.11. 4 . 2	会長 吉田 真澄
(社)三重県善意銀行	津市桜橋二丁目 1 3 1 059-227-5145	S.40.12.16	会長 堀木 博
(社) 三重県身体障害者福祉連合会	津市一身田大古曽 6 7 0 - 2 059-232-6803	S.54.9.10	会長 山本 征雄
(社) 日本社会福祉愛犬協会	四日市市前田町 3 0 0593-46-6211	S.56. 3 . 2	理事長 三村 正
(社) 三重県聴覚障害者協会	津市桜橋二丁目131 059-229-8540	H.3.4.1	会長 大屋 隆
(財)伊勢市霊園公社	伊勢市岩渕一丁目 7 - 2 9 0596-23-1111	S.48.11. 2	理事長 水谷 光男
(財)三翠会	津市江戸橋二丁目 1 7 4 059-232-0510	S.50.11.12	理事長 村田 睦男
(財) 三重県小動物施設管理公社	久居市森町字中大谷 2 4 3 8 - 2 059-256-4168	S.51.10. 1	理事長 青木 龍哉
(財) 三重県角膜・腎臓バンク協会	津市広明町 1 3 059-224-2333	S.53.5.11	理事長 山本 器
(財) 峯ヶ城精神文化育栄会	亀山市川崎町 2 8 7 0 05958-5-0252	S.53.8.12	会長 近藤 克家
(財) 三重食品分析開発センター	四日市市赤堀 2 丁目 3-2 9 0593-54-1552	S.54.8.21	理事長 山崎 長宏
(財) 三重県生活衛生営業指導センター	津市広明町 3 4 5 - 5 059-225-4181	S.56.8.24	理事長 小林 賢司
(財) 三重県救急医療情報センター	津市桜橋二丁目191 059-228-3799	S.57.10. 1	理事長 山本 器
(財)三重県医療科学振興会	鈴鹿市岸岡町1001-8 0593-82-9775	S.58.11. 1	理事長 中村 實
(財)公人の丘墓地	阿山郡伊賀町大字川東 5 5 5 0595-45-5550	H.3.12.13	理事長 北大路順信
(財)三重医学研究振興会	津市栗真中山町下沢79-5 059-232-3001	H.5.11.10	理事長 吉田 壽

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(財)三重県健康管理事業センター	津市観音寺町字東浦 4 4 6 - 6 0 059-228-4502	H.9.4.1	理事長 山本 器
(財)三重保育院	津市柳山津興 3 3 1 0 059-228-4406	T.7.3.13	総理 玉置さよ子
(財)三重県母子寡婦福祉連合会	津市桜橋二丁目131 059-228-6298	S.36.7.25	会長 山口 ふさ
(財)三重県傷痍軍人会	津市桜橋二丁目 1 3 4 059-228-9337	S.37.3.14	会長 鈴木 義雄
(財) 三重県社会福祉事業職員共済会	津市桜橋二丁目131 059-226-1130	S.40. 3 . 9	理事長 高山 宗學
(財) 三重県老人福祉休養施設管理センター	津市桜橋二丁目131 059-227-5691	S.40.9.29	理事長 土井八郎兵衛
(財)三重県婦人同志会	津市桜橋二丁目131 059-228-2017	S.41.8.22	理事長 浅井美津子
(財)三重県老人クラブ連合会	津市桜橋二丁目131 059-227-1621	S.43.11.28	会長 黒田 信義
(財)三重県知的障害者育成会	津市阿漕町津興 2 0 5 - 2 059-225-3930	S.47.5.27	理事長 宮本 義郎
(財)三重県遺族会	津市広明町 3 6 7 059-225-2073	S.52.2.21	会長 斎籐 十朗
(財)三重ボランティア基金	津市桜橋二丁目131 059-227-9994	S.57.6. 1	理事長 野呂 昭彦
(財)岡三加藤文化振興財団	津市中河原 4 5 4 - 1 059-223-1513	S.63.4.4	理事長 加藤 精一
(財)三重県児童健全育成事業団	松阪市立野町1291 0598-23-7735	H.元 2.1	理事長 竹林 武一
(財)吉田福祉基金	多気郡多気町大字三疋田 5 05983-8-3122	H.7.6.8	理事長 吉田 逸郎
(財)くわしん福祉文化協力基金	桑名市大央町 2 0 0594-24-2558	H.8.1.22	理事長 伊藤 照夫
(財)三重キリスト教青年会	四日市市西新地13-13 0593-53-3741	S.58.4.1	理事長 塚本 浩巳

# 公益法人一覧表

### 所管部 環境部

名称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(財)三重県環境保全事業団	安芸郡河芸町大字上野 3258 059-245-7505	\$52.9.1	理事長 濱田 直毅
(社)三重県水道協会	津市桜橋 2-134 059-224-6673	S63.9.2	会長服部 忠行
(社)三重県水質保全協会	津市栄町 3-130 059-226-2058	S60.6.14	会長 大塚 清次
(社)三重県ピルメンテナンス協会	津市丸之内 24-16 059-225-6898	S59.8.1	会長 赤塚 高之
(社)三重県産業廃棄物協会	四日市市鵜の森1丁目 2-19 マルキビル5F 0593-51-8488	H4.1.24	会長 木村 亮一
(財)三重県廃棄物処理公社	津市大字殿村 5 津市水道局 2 F 059-237-4776	S50.11.29	理事長 近藤 康雄
(財)伊勢志摩国立公園協会	鳥羽市鳥羽 1-2383-22 0599-25-2358	S22.8.7	会長 西尾 文治
(社)大杉谷登山センター	多気郡宮川村大杉 140-40 05987-8-3338	S57.12.1	会長 長谷川 寛
(社)三重県猟友会	津市桜橋 1-104 059-228-0923	S39.11.11	会長 仲森 廣光
(社)三重県緑化推進協会	津市桜橋 1-104 059-224-9100	S60.10.2	会長 川喜田 久
(社)三重県森林協会	津市桜橋 1-104 059-228-0924	S52.9.1	会長 柏木 廣文

### 所管部 農林水産商工部

		1	100-1-00-1-0
名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社)桑名青年会議所	桑名市中央町3丁目20 0 5 9 4 - 2 2 - 8 7 2 1	\$49.12. 2	理事長 加藤久智
(社)四日市青年会議所	四日市市諏訪町2-5 0593-51-2544	\$51.12. 4	理事長 堀木直弘
(社)鈴鹿青年会議所	鈴鹿市末広町6-9 0593-82-6288	\$46.11.19	理事長 森 通人
(社)亀山青年会議所	亀山市東御幸町39-8 05958-3-0881	\$37. 7.15	理事長 尾崎和哉
(社)津青年会議所	津市丸之内29-14 059-227-3806	\$52.11.30	理事長 小林一仁
(社)久居青年会議所	久居市本町1347-1 059-256-0123	\$53. 3. 8	理事長 庄山友昭
(社)松阪青年会議所	松阪市若葉町161-2 0598-51-8783	\$50.10.3	理事長 西川幸成
(社)伊勢青年会議所	伊勢市一之木2-3-11 0596-28-9687	S49.11. 7	理事長 岡本國孝
(社)鳥羽青年会議所	鳥羽市大明東町1-7 0599-25-4736	S49. 6.18	理事長 吉田一喜
(社)上野青年会議所	上野市丸之内37-2 0595-23-0943	\$53. 3. 7	理事長 服部之成
(社)名張青年会議所	名張市南町822-2 0595-63-1616	\$49.12. 3	理事長 竹田雅一
(社)尾鷲青年会議所	尾鷲市朝日町14-45尾鷲商工会議所内 05972-2-3539	\$54.12.22	理事長 伊藤浩太郎
(社)熊野青年会議所	熊野市木本町171 05978-9-3435	S58. 8.25	理事長 田岡秀規
(財)三重ビジターズ推進機構	伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4 0596-22-7700	S45. 5. 1	理事長 野呂昭彦
(社)伊勢市観光協会	伊勢市本町14-6 0596-28-3705	H 4. 4.14	会長 坂田 巧
(社)伊賀上野観光協会	上野市丸之内122-4 0 5 9 5 - 2 6 - 7 7 8 8	H13. 6.29	会長 廣澤浩一
(社)三重県獣医師会	津市桜橋2丁目134三重県桜橋会館内 059-226-3215	S24. 6.23	会長 南 毅正
(社)三重県畜産協会	津市桜橋2丁目134三重県桜橋会館内 059-213-7512	S31. 1.30	会長理事 若菜政次
(社)三重県配合飼料価格安定基金協会	津市栄町2丁目211鈴木ビル内 059-225-4526	S50. 6. 6	理事長 野島照行
(社)三重県青果物価格安定基金協会	津市栄町1丁目960JA三重ビル内 059-229-9124	\$46. 2.14	会長理事 若菜政次
(社)三重県農協会館	津市栄町1丁目960 J A 三重ビル内 0 5 9 - 2 2 9 - 9 2 2 5	\$37.12.28	理事長 飯田 勗
(社)四日市農協会館	四日市市浜田町4-20 0593-51-3284	S46. 4. 5	理事長 寺尾 正

### 所管部 農林水産商工部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社)三重県農協信用保証センター	津市羽所町601	\$50. 6.23	会長理事 飯田 勗
(社)三重県農林漁業団体能力活用協会		\$60. 7. 5	会長
(社)三重県植物防疫協会	一志郡嬉野町川北530   0 5 9 8 - 4 2 - 4 3 4 9	H 6. 8.23	会長西場信行
(社)大山田農林業公社	阿山郡大山田村大字平田103 0 5 9 5 - 4 7 - 0 1 5 1	H 7. 2.24	会長福岡達雄
(財)三重県農林水産支援センター	久居市明神町2501-1 0 5 9 - 2 5 9 - 0 8 5 0	S36. 5.18	理事長 野呂昭彦
(財)東海水産科学協会	  鳥羽市浦村町大吉1731-68  0599-32-6006	\$28. 3.26	理事長 水谷皓一
(財)三重県漁業協同組合合併対策基金	津市広明町323-1三重県水産会館内   0 5 9 - 2 2 8 - 6 2 5 0	S44. 3.31	理事長 三谷勝次
(財)三重県沿岸漁業者等海難救済基金 協会	津市広明町323-1三重県水産会館内 059-228-1205	\$46. 3.29	理事長 三谷勝次
(財)三重県漁業操業安全協会	津市広明町323-1三重県水産会館内 059-228-1205	\$48.12.27	理事長 宮原九一
(財)三重県水産振興事業団	津市広明町 3 2 3 - 1 三重県水産会館内 0 5 9 - 2 2 8 - 1 2 9 1	S53. 9.30	理事長 三谷勝次
(財)賀田山林協会	尾鷲市賀田町526-1 05972-7-2650	S40. 5.11	理事長 榎本登志彦
(財)尾鷲みどりの協会	尾鷲市大字南浦新田奥大台櫃1831 05972-3-1711	H 8. 3.27	理事長 土井八郎兵衛
(財)一志町ふれあいの森林狼谷協会	一志郡一志町大字田尻595-13 059-293-5000	H元. 1.20	理事長 寺田 治
(財) 奥伊勢振興公社	度会郡大宮町大字滝原870-37 05988-6-3229	H 5. 3.25	理事長 柏木廣文
(財)紀和町ふるさと公社	南牟婁郡紀和町板屋78 05979-7-0640	H 5. 4. 1	理事長 下川勝三
(財)紀和町観光開発公社	南牟婁郡紀和町小川口158 05979-7-1180	S59.11.29	理事長 下川勝三
(財)三重県産業支援センター	津市栄町1丁目891三重県合同ビル内 059-228-3321	S42. 8.31	会長 奥田 碩
(社)三重県工業用水協会	四日市市安島2-7-15 0593-55-0457	H 2. 3.26	会長 吉住 理
(社)三重県サッシ協会	津市栄町1丁目892番地 059-228-9551	S59.12.14	会長 村木正二
(財)日本万国博オーストラリア記念館	四日市市大字羽津甲5169 0593-32-2357	S46. 3.17	理事長 藤島 昇
(財)伊勢伝統工芸保存協会	伊勢市岩淵1丁目7-17 0596-28-1551	S50. 2.10	会長 牧戸福嗣
(財)三重北勢地域地場産業振興センター	四日市市安島1丁目3-18 0593-53-8100	S60.10.28	理事長井上哲夫

### 所管部 農林水産商工部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(財)霞ヶ浦振興公社	四日市市大字羽津甲5162-1 0593-31-5337	H 5. 3.23	理事長藤島 昇
(財)松阪スポーツ振興研修センター	松阪市春日町3-1 0598-26-3000	H 3.7.22	理事長 下村 猛
(社)三重県貸金業協会	津市広明町352-4 (株)新六屋ービル2階 059-226-9777	S48. 7.28	会長 瀬戸新作
(財)ほくせいふれあい財団	員弁郡北勢町大字新町614 0594-72-8300	H15. 2.19	理事長 出口國治

### 所管部 地域振興部

名称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(財)三重県市町村職員互助会	津市桜橋二丁目 9 6 番地 059-225-2138	S52. 4. 1	理事長 服部 忠行
(財)三重県市町村振興協会	津市桜橋二丁目 9 6 番地 059-225-2138	S54. 4. 1	理事長 服部 忠行
(財)尾鷲市開発公社	尾鷲市中央町10番43号 0597-23-8142	\$37. 1. 1	理事長 伊藤 允久
(財)桑名市開発公社	桑名市中央町 2 - 3 7 0594-24-1129	S38. 1. 1	理事長 水谷 元
(財)鳥羽市開発公社	鳥羽市浦村町字春尻826番地 0599-32-2015	S40. 8.31	理事長 井村 均
(財)海山町開発公社	北牟婁郡海山町大字相賀495-8 0597-32-1111	S45. 5.12	理事長 塩谷 龍生
(財)菰野町開発公社	菰野町大字潤田1250 0593-91-1110	S48. 3.20	理事長服部 忠行
(財)鈴鹿市事業管理公社	鈴鹿市桜島町七丁目1番地の1 0593-84-0050	S58. 4. 1	理事長 後藤 忠生
(社)三重県情報通信基盤整備協会	津市渋見町字小谷 6 9 3 - 1 059-226-1133	H 3 . 9.24	理事長 山上正高
(社)三重県不動産鑑定士協会	津市万町津 2 0 3 059-229-3671	H9.6.2	会長日下部 正
(社)三重県エルピーガス協会	津市柳山津興 3 6 9 番地 2 059-227-6238	\$35.10.12	会長石 井 博 之
(財)三重県消防設備保守協会	津市桜橋3-446-34 059-226-8726	S56. 1. 16	理事長 織 田 雅夫
(社)三重県危険物安全協会	津市桜橋3-446-34 059-226-8378	H2. 7.1	会長 小野 精二

### 所管部 県土整備部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社)三重県建設業協会	津市桜橋 2 丁目 177-2 059-224-4116	\$36.3.31	会長 田村 憲司
(社)三重県建築士会	津市桜橋 2 丁目 177-2 建設産業会館 3 階 059-226-0109	S36.5.24	会長 杉谷 幸一
(社)三重県宅地建物取引業協会	津市上浜町1丁目 6-1 059-227-5018	S42.9.23	会長 山村 賢司
(財)三重県建設技術センター	津市島崎町 5 6 059-229-5603	S44.4.1	理事長 桑名 都義
(社)三重県測量設計業協会	津市栗真中山町字小八丁子 158-1 059-232-1672	S45.9.21	会長 柘植 満博
(社)三重県管工事工業協会	津市高洲町 13-34 059-228-6130	S50.3.17	理事長 藤原 和夫
(社)三重県造園建設業協会	津市桜橋 2 丁目 177-2 建設産業会館 3 階 059-225-4646	S50.6.28	会長 足尾 春生
(社)三重電業協会	四日市市元新町 4-7 0593-53-7065	S51.5.1	会長 三輪 和豊
(財)三重県調整池管理協会	津市栄町2丁目311アシオビル3階 059-227-3023	S52.10.20	理事長 井田 健三
(社)三重県建築士事務所協会	津市桜橋 1 丁目 649 農業共済会館 1 階 059-226-4416	S58.4.1	会長 山本 覺蔵
(社)三重県建設塗装業協会	津市上浜町 4 丁目 24 059-225-4505	S60.10.22	会長草川 俊一
(財)三重県下水道公社	三重郡川越町大字亀崎新田 80-2 0593-65-3181	S62.7.1	理事長 時田 勝弘
(財)四日市市都市整備公社	四日市市本町 9-8 本町プラザ 6 階 0593-54-8328	H3.4.30	理事長 藤島 昇

# <u>公益法人一覧表</u>

所管部局 教育委員会

		所官部局 教育委員会	ナセス事みなの	±n. ÷-	代表者
	種別	名称	主たる事務所の 所 在 地	設 立 年月日	職名・氏名
1	財	靄渓奨学会	鳥羽市 鳥羽1-10-45	昭19.3.10	理事長 門野 雄吉
2	社	赤滝報徳社	多気郡宮川村 大字清滝164	昭29.2.7	理事社長 小椋 昭男
3	財	アテネ会館	桑名市 大字桑名 字棚田286-1	昭41.12.27	理事長 内藤 恵介
4	社	天ケ瀬報徳社	多気郡宮川村 天ケ瀬132	昭29.2.7	理事社長 岡本 惺
5	財	伊賀文化産業協会	上野市 丸之内106	昭11. 8. 8	会長理事 今岡 睦之
6	財	伊勢市民俗行事保存会	伊勢市 岩淵 1 丁目7-17	昭49.3.28	理事長 奥野 勇
7	社	伊勢神宮カケチカラ会	伊勢市 宇治浦田2-2-6	昭26.6.20	会長 藤波 俊也
8	財	伊勢湾海洋スポーツセンター	津市 津興港中道北官370	昭45.10.8	理事長 近藤 康雄
9	財	上野市文化都市協会	上野市 小田町467	平9.5.15	理事長 今岡 睦之
10	社	江馬報徳社	多気郡宮川村 江馬414-1	昭29.2.17	理事社長 鳥本 朔生
11	財	大井松華会	鈴鹿市 白子本町8-18	昭20.10.12	会長 大井 好定
12	財	大内山塾	度会郡大内山村 1115	昭59.3.26	理事長 小倉 文也
13	財	岡田文化財団	四日市市 鵜の森1-4-3	昭55.2.8	理事長 岡田 卓也
14	財	覺真教育振興財団	伊勢市 本町7-3	平3.8. 5	理事長 覺田 嘉榮
15	社	上真手報徳社	多気郡宮川村 上真手	昭29.2.7	理事社長 中屋 幸信
16	社	亀山古武道保存振興会	亀山市 東町1-8-26	昭60.10.7	理事長 小林 正郎
17	財	亀山市地域社会振興会	亀山市 野村町2-5-1	昭51.9.28	理事長 一見 茂
18	財	粥見教育振興会	飯南郡飯南町 大字粥見3950	昭35.9.27	理事長 山本 亮二
19	社	川北報徳共同社	一志郡嬉野町 字川北1364	明44.5.20	理事社長 鈴木 純一
20	財	ぎょれん育英会	津市 広明町323-1	昭46.3.27	理事長 三谷 勝次
21	財	国史跡斎宮跡保存協会	多気郡明和町 馬之上945	平1.7.1	理事長 木戸口 眞澄
22	社	熊内報徳社	多気郡宮川村 熊内159	昭29.2.7	理事社長 岡村 金郎
23	社	栗谷報徳社	多気郡宮川村 栗谷211	昭29.2.7	理事社長 前田 節生
24	財	くわしん福祉文化協力基金	桑名市 大央町20番地	平8.1.22	理事長 伊藤 照夫
25	財	桑名市文化・スポーツ振興公社	桑名市 中央町三丁目 20番地	平6.4.1	理事長 水谷 元
26	社	小切畑報徳社	多気郡宮川村 小切畑389	昭29.2.7	理事社長 仲井 衛

				η	
27	財	古和浦公民館	度会郡南島町 古和浦147-22	昭23.6.30	理事長 上村 辰也
28	社	神津佐報徳社	度会郡南勢町 神津佐515番地	明43.2.18	理事長 市川 一登
29	財	三銀熊野育英会	熊野市 木本町475	昭43.2.23	理事長 谷川 憲三
30	財	三泗教育会館	四日市市 西伊倉町2-8	昭42.3.4	理事長 武内 克彦
31	財	四高会	四日市市 富田4-1-43	昭44.12.27	会長 熊澤 誠一郎
32	財	泗商学園会	四日市市 尾平町2705	昭32.8.13	理事長 片山 茂則
33	社	下真手報徳社	多気郡宮川村 下真手435 - 2	昭29.2.7	理事社長 喜多 良之
34	社	清水報徳社	多気郡宮川村 清水884	昭29.2.7	理事社長 左近 幸男
35	財	神武参剣道場	志摩郡磯部町 上之郷上ノ里375-1	昭56.6.30	理事長 山路 啓雄
36	社	菅木屋報徳社	多気郡宮川村 菅木屋203	昭29.2.17	理事社長 小伊豆 四郎
37	財	鈴屋遺蹟保存会	松阪市 殿町1536-7	昭17.3.10	理事長 下村 猛
38	財	石水会館	津市 丸之内9-18	昭5.6.28	理事長 川喜多 貞久
39	社	薗報徳社	多気郡宮川村 薗390 - 4	昭29.2.17	理事社長 橋本 和之
40	財	大得寺維持会	度会郡玉城町 田丸149	大12.1.13	理事 教来石 信雄
41	財	大日本みそぎ会	伊勢市 岩淵1-2-33	昭14.12.27	理事長 林 敏彦
42	財	高田青少年育成会	津市 一身田町2819	昭46.9. 3	会長 常磐井 猷麿
43	財	多度青少年会館	桑名郡多度町 多度1681	昭53.7.20	理事長 石川 久大
44	財	澄懐堂	四日市市 鵜の森1-1-19	昭61.4.8	理事長 清水 小彌太
45	財	津市社会教育振興会	津市 大字神戸 字小世古1680-1	昭54.8.25	理事長 松田 義廣
46	財	津徳本会	津市 大谷町1番地	昭29.3.30	理事長 小妻 道生
47	社	通町月中会	伊勢市 通町1339	昭46.12.22	理事長 堀口 新左衛門
48	財	特殊教育振興財団居仁会	四日市市 日永5039	昭54.12.24	理事長 藤田 貞雄
49	財	鳥羽市武道振興会	鳥羽市 大明東町1-6	昭52.12.22	会長 川村 光徳
50	社	夏草報徳社	志摩郡磯部町 山原794	明43.1.26	理事社長 羽根 楠也
51	財	名張市社会教育振興会	名張市 松崎町1325-1	昭56.9.10	理事長 中川 博
52	財	日本カモシカセンタ -	三重郡菰野町 菰野8504番地	昭48.12.26	理事長 飯田 浩
53	財	白寿会	三重郡楠町 大字北五味塚1750	昭56.4.28	理事長 倉田 澄子
54	財	芭蕉翁顕彰会	上野市 丸之内117-13	昭30.10.5	会長 今岡 睦之

			T	1	
55	社	東大淀報徳社	伊勢市 東大淀町264	大2.1.10	理事社長 山中 久敏
56	財	戊申相互会	松阪市 駅部田町1427	昭6.4.25	理事長 上森 修
57	社	本田木屋報徳社	多気郡宮川村 本田木屋116	昭29.2.17	理事社長 小椋 友行
58	財	前田教育会	上野市 大谷670番地	平1.3.23	理事長 前田 維
59	財	松阪徳義社	松阪市 殿町1274	明33.6.13	理事長 世古 貞雄
60	財	三重県学校給食会	津市  栄町1-891	昭31.12.1	理事長 土橋 伸好
61	財	三重県学校保健会	津市 広明町 1 3	昭38.8.19	会長 加藤 正彦
62	財	三重県韓国人教育会	津市 西丸之内24-33	昭57.3.26	理事長 李 東翼
63	財	三重県教育弘済会	津市 桜橋 2 丁目142	平1.12.20	理事長 畑地 晃
64	財	三重県教育文化会館	津市 桜橋 2 丁目142	昭39.6.24	理事長 前嶌 徳男
65	財	三重キリスト教青年会	四日市市 阿倉川町14-16	昭58.3.26	理事長 塚本 浩巳
66	社	三重県航空協会	伊勢市 東大淀町750	昭48.7.12	会長 岡井 紀道
67	財	三重県公立学校職員互助会	津市 栄町1-891	昭44.10.4	理事長 中村 正昭
68	財	三重県国際教育協会	津市 桜橋2-142	平 4.3.31	理事長 西地 保宏
69	財	三重県体育協会	鈴鹿市 御薗町1669	昭46.2.12	理事長職務代理者 常務理事 谷口繁
70	財	三重県退職教職員互助会	津市   桜橋 2 - 1 4 2	昭48.2.2	理事長 植地 英志
71	財	三重県武道振興会	津市 栗真中山町 一色816-6	昭52.8.15	理事長 石井 三好
72	財	三重県文化振興事業団	津市 一身田 上津部田 1 2 3 4	平4.3.25	理事長 武村 泰男
73	財	三重県立美術館協力会	津市 大谷町11 三重県立美術館内	昭58.3.26	理事長 宮原 九一
74	財	三重同工会	松阪市 殿町1242	昭37.3.31	理事長 葛原 定郎
75	社	茂原報徳社	多気郡宮川村 茂原262	昭30.2.22	理事社長 野呂 幸助
76	財	諸戸育英会	桑名市 桑名663	大7.12.19	理事長 諸戸 正和
77	財	諸戸会	桑名市 太一丸 1 8	平13.3.13	理事長 諸戸 精孝
78	財	四日市市学校給食協会	四日市市 昌栄町21-10	昭35.7.7	理事長 佐々木 龍夫

# 公益法人 一覧表

### 警察本部

番 号		名 称	主たる事務所の所在地等 (電 話 番 号)	設 立 年月日	代 表 者 職名・氏名
1	財団	三重県警察職員互助会	三重県津市栄町1-100 (059-222-0110)	昭和47年 8月8日	理事長 飯島 久司
2	社団	三重県防犯協会連合会	三重県津市栄町1-100 (059-225-4333)	昭和61年 2月26日	会 長 水谷 光男
3	社団	三重県警備業協会	三重県津市栄町1-855 (059-223-1094)	昭和63年 4月30日	会 長 竹内 裕
4	財団	暴力追放三重県民センター	三重県津市栄町3-222 ソシアビル5F (059-229-2140)	平成4年 3月31日	会 長 野呂 昭彦
5	財団	三重県交通安全協会	三重県津市栄町1-954 三重県民サービスセンター内 (059-228-9636)	昭和31年7月4日	会 長 岩見 道生
6	社団	三重県安全運転管理協議会	三重県津市雲出長常町字六の割 1190-1 (059-234-8628)	昭和54年12月7日	会 長 永井 啓弐
7	社団	三重県自家用自動車協会	三重県津市雲出長常町字六の割 1190-1 (059-234-8626)	昭和38年6月6日	会 長 永井 啓弐
8	社団	三重県指定自動車教習所協会	三重県津市大字垂水2566 (059-223-3030)	昭和59年6月1日	会 長 倉田 謙文

# 公益信託一覧表

部局	名 称	委託者	受託者	引受許可 年月日	信託目的
生活	鈴鹿市交通遺児育成援助基金	北川和彦	中央三井信託銀行㈱	平2.6.20	<b>奨学金支給(就職進学支度金支給)</b>
生活		四日市NPOひろば 四日市市	中央三井信託銀行㈱	平12.6.29	市民活動育成
教育	ジャスミン高齢者教育振興基金	賀川ヒサ子	UFJ信託銀行(株)	昭60.10.24	教育振興
教育	鳥羽市二光奨学基金	二光(資)	りそな信託銀行(株)	平3.2.26	奨学金支給

三重県公益法人等年次報告(平成15年度) 平成15年10月発行

三重県総務局政策法務チーム

〒514 - 8507 津市広明町 1 3

電話 059-224-2163